

特許庁委託

平成30年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業調査研究報告書

知的財産に関する兩岸協力が日本企業に与える影響について

The Impact on Japanese Companies through Cross-Strait Cooperation on Intellectual Property

引地 麻由子
Mayuko HIKICHI

平成31年3月
March 2019

一般財団法人 知的財産研究教育財団
Foundation for Intellectual Property
知的財産研究所
Institute of Intellectual Property

知的財産に関する兩岸協力が日本企業に与える影響について

**The Impact on Japanese Companies through Cross-Strait Cooperation on
Intellectual Property**

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所
派遣研究者
引地 麻由子

Mayuko HIKICHI
Overseas Researcher
Foundation for Intellectual Property
Institute of Intellectual Property

報告書の構成

はしがき	英 語
はしがき	日本語

抄録・要約	英 語
抄録・要約	日本語

目 次	日本語
本 文	日本語

The Structure of This Report

Foreword	English
Foreword	Japanese

Abstract & Summary	English
Abstract & Summary	Japanese

Table of Contents	Japanese
Main Body	Japanese

Foreword

The Foundation for Intellectual Property, Institute of Intellectual Property conducted the 2018 Collaborative Research Project on Harmonization of Industrial Property Right Systems under a commission from the Japan Patent Office (JPO).

Various medium-term issues need to be addressed to encourage other countries to introduce industrial property right systems helpful to the international expansion of Japanese companies and to harmonize the industrial property right systems of major countries, including Japan. Accordingly, this project provided researchers well-versed in the Japanese industrial property right systems with an opportunity to carry out surveys and collaborative research on these issues with the goal of promoting international harmonization of industrial property right systems through use of the research results and researcher networks.

As part of this project, we dispatched Japanese researchers to foreign research institutes to engage in collaborative research on the target issues.

This report presents the results of the research conducted by Ms. Mayuko Hikichi, Institute of Intellectual Property, Foundation for Intellectual Property at Graduate Institute of Patent, National Taiwan University of Science and Technology.* We hope that the results of her research will facilitate harmonization of industrial property right systems in the future.

Last but not least, we would like to express our sincere appreciation for the cooperation of all concerned with the project, especially Prof. Liu, Kuo-Tsan, the Chairperson of Graduate Institute of Patent, National Taiwan University of Science and Technology.

Institute of Intellectual Property
Foundation for Intellectual Property
March 2019

* Period of research abroad: From November 21, 2018, to December 25, 2018

はしがき

当財団では、特許庁から委託を受け、平成30年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業を実施した。

この事業は、我が国企業が海外各国において活動しやすい産業財産権制度の導入を促すため、主に日本を含む複数国間において産業財産権制度に関する制度調和を進める上で抱える中期的な課題に関し、日本の産業財産権制度に対して深い理解を有する研究者が調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して産業財産権制度に関する制度調和の推進を図ることを目的とするものである。

その一環として、我が国の研究者を外国の研究機関に派遣し、主に日本を含む複数国間において産業財産権に関する制度調和が中期的に必要な課題について共同研究による調査を行った。

この調査研究報告書は、派遣研究者として国立台湾科技大学専利研究所において研究に従事した当財団知的財産研究所の引地麻由子氏の研究成果を報告するものである*。

この研究成果が今後の産業財産権制度調和の一助になれば幸いである。

最後に、この事業の実施に御尽力いただいた国立台湾科技大学専利研究所所長の劉國讚教授を始めとする関係各位に深く感謝申し上げます。

平成31年3月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

* 派遣期間：平成30年11月21日～平成30年12月25日

Abstract

In June 2010, Taiwan and China signed the “Economic Cooperation Framework Agreement (ECFA)” and the “Cross-Strait Agreement on Intellectual Property Right Protection and Cooperation (IPR).” Since then, Taiwan and China have been promoting cooperation related to their respective IP systems and the operation thereof until now. Recently, many Japanese companies have established business partnerships with Taiwanese companies and attempted to expand their business in the Chinese market. In these circumstances, this research aims at grasping the latest status of the Cross-Strait IP cooperation and to assess its impact on Taiwanese people and companies. This research also attempts to analyze the future direction of the Cross-Strait IP cooperation. Through this research, its impact on Japanese companies is assessed and practical approaches for Japanese companies to fully utilize their IP rights in Taiwan and China are proposed.

Summary

I. Introduction

The objects of this research are as follows: to grasp the latest status of IP cooperation between Taiwan and China¹ (hereinafter called “Cross-Strait IP cooperation”), to assess its impact on Taiwanese people and companies in order to analyze the future direction of the Cross-Strait IP cooperation, and to assess its impact on Japanese companies. Also, this research proposes practical approaches for Japanese companies to fully utilize their IP rights in Taiwan and China.

The methods of this research include literature survey, questionnaires for employees of Japanese companies, interviews with Taiwanese experts, and discussion with the research supervisor.

II. The Cross-Strait cooperation on IP system

1. Overview of IP system in Taiwan

The administrative agency for intellectual property in Taiwan is the “Taiwan Intellectual Property Office” (hereinafter “TIPO”). TIPO is responsible not only for industrial property

¹ In this report, Mainland China is commonly called “China.”

protection (patents² and trademarks), but also copyright, trade secret and semiconductor circuit layout protection.

As for invention patents, design patents and trademark applications, TIPO conducts substantive examination to examine whether an application meets the requirements to be granted. As for utility models, TIPO does not conduct substantive examination.

In 2017, TIPO received 46,122 invention patent applications, 19,549 utility model applications, 8,120 design patent applications and 83,802 trademark applications³. It should be noted that the number of trademark applications is the largest and that utility models are actively utilized in Taiwan.

2. Two treaties; “ECFA” and “IPR”

On June 29, 2010, Taiwan and China signed “the Economic Cooperation Framework Agreement” (hereinafter called the “ECFA”) at the fifth Chiang-Chen meeting in Chongqing, China. The objective of the ECFA is Cross-Strait economic, trade and investment cooperation and trade liberalization between both areas. According to the Article 6, Section 1, Item (1) of the ECFA, both parties agreed to strengthen cooperation in “intellectual property rights protection and cooperation.”

On the same day, they also signed “the Agreement for Intellectual Property Right Protection and Cooperation” (hereinafter called the “IPR”). Based on the principle of equity and mutual benefit, the IPR is aimed at enhancing Cross-Strait communication and cooperation for IP protection such as patents, trademarks, copyrights and plant variety rights. Also, the IPR is aimed at settling IP-related problems and to promote Cross-Strait IP innovation, implementation, management and protection (IPR Article 1).

Until the IPR was signed, there was a risk for Taiwanese applicants of a usurped application by a third party before filing in China, because both sides did not recognize priority rights of the other.

In addition, “squatting (bad faith filing)” of well-known Taiwanese trademarks was creating a significant problem in China. Consequently, the Taiwanese government decided to sign the IPR⁴.

² Patent rights includes three rights: invention patent, utility model and design patent rights.

³ TIPO Annual Report 2017 p.11-15 (2018)

⁴ TIPO website 「兩岸智慧財產權保護合作協議之相關說明」 (2010)

<https://www.tipo.gov.tw/public/Attachment/66111173876.pdf> (Last access date Dec. 25, 2018)

3. Content of IP cooperation

(1) Mutual recognition of priority right

Based on Article 2 of the IPR, Taiwan and China agreed with mutual recognition on priority rights for patents, trademarks and plant varieties. They started to accept declarations of priority as of November 22, 2010. This enabled Taiwanese entities and residents to declare priority based on an application to Taiwan (or China) when filing an application in China (or Taiwan). The applicants can declare priority if at least one of them is Taiwanese entity or resident⁵.

Therefore, it could be possible for a Japanese company to utilize the Cross-Strait priority right in such cases where (a) they jointly file an application with a Taiwanese entity, (b) the applicant is a Taiwanese subsidiary of a Japanese company, or (c) the applicant is a joint venture (i.e., Taiwanese entity) of a Taiwanese company and a Japanese company.

(2) Establishment of “Corporative Mechanism”⁶

Based on IPR Article 7, Taiwan and China agreed to establish the “Cooperative Mechanism,” where both administrative bodies can directly communicate with each other to settle IP related problems. Under current operation, when a Taiwanese applicant or IP right holder is faced with a problem in the process of a procedure for obtaining/protecting IP in a Chinese administrative agency, he/she can file an application for the “Cooperative Mechanism” to ask for TIPO’s support. The details are to be mentioned later.

(3) Other Activities

IP cooperation activities based on the IPR also include the following points: copyright certification of published audio/visual works owned by Taiwanese right holders in China is conducted by Taiwanese agencies; opening-up of Chinese patent agent qualification to Taiwanese applicants; holding an annual Cross-strait IP forum; expansion of protection for plant variety rights; and communication activities between both administrative bodies.

⁵ Japan-Taiwan exchange association “The status and utilization of Cross-Strait Cooperation in the IP field” p.225-226 (2016)
Saint Island Intellectual Property Group “The impact of ECFA on the Taiwanese IP system” (2013)
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/trend/3230/> (Last access date Dec. 25, 2018)

⁶ The original text is “協處機制”.

III. Cooperative Mechanism

1. Overview of system

(1) Applicant qualifications

According to TIPO's "Trademark Cooperative Mechanism Guideline,"⁷ only Taiwanese entities, Taiwanese residents and Taiwanese-capital enterprises in China can file an application for the "Cooperative Mechanism" to TIPO.

(2) Requirements for application

(i) Trademark

According to the said guideline, the requirements for application in trademark-related cases are as follows: (a) the applicants took appropriate administrative measures to obtain/enforce trademark rights under Chinese regulations, (b) he/she has been treated unreasonably, unfairly or illegally, and (c) the case is still pending at the Chinese administrative body.

This would include an appeal procedure against a decision of rejection, an opposition procedure, a trial procedure for invalidation, and an administrative procedure for trademark infringement.

(ii) Copyright

According to TIPO's "The overview of Copyright Cooperative Mechanism,"⁸ the requirements for application in copyright-related cases are as follows:

(a) a copyright owned by Taiwanese entities or residents is infringed in China, (b) he/she took appropriate administrative measures under Chinese regulations for enforcement, and (c) he/she has been treated unreasonably, unfairly or illegally.

⁷ TIPO website 「兩岸商標協處作業處理程序」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=544575&ctNode=6789&mp=1> (Last access date Dec 25,2018)

⁸ TIPO website 「兩岸著作權協處制度說明」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=490714&ctNode=6789&mp=1> (Last access date Dec 25,2018)

(iii) Patent (invention patent, utility model and design patent)

According to TIPO, there are no official guidelines for the Cooperative Mechanism on patent cases. However, considering the purpose of IPR Article 7, it is conceivable that an application can be made when there has been an unreasonable, unfair or illegal treatment in the process of obtaining/enforcing a patent right by administrative bodies in China, the same as in trademark cases.

(3) Application Process⁹

After an application is filed, TIPO will examine the case in detail and determine whether there is a need to “report” to the administrative body in China to request cooperation. In most cases, this determination will be made within one day and they will “report” to China on the next day of the filing date.

If there is no need to “report” to China, TIPO will give the applicant some legal advice on how to cope with the problem. In such case, even if the applicant is not satisfied with TIPO’s determination, he/she may not file an objection against it.¹⁰

These documents and materials for each case are not open to public.

2. Practice at TIPO

According to TIPO’s statistical data, in the period from 2010 to November 2018, the total number of “Cooperative Mechanism” applications filed either to TIPO or Chinese administrative bodies is 825. More than 90% of these cases were trademark cases filed by Taiwanese applicants¹¹.

The reasons for such a large bias seem to be as follows: since trademark cases do not include technical issues, it could be relatively easy for both administrative bodies to settle these cases by discussion; as Taiwanese brands became well-known in China, they tended to be favorable targets for “Trademark squatting.”

The number of applications reached its peak in 2013, when 245 applications were filed. But in the last few years, the number of applications has been relatively small, about 50 applications per year.

⁹ This description is based on an interview with TIPO’s department in charge.

¹⁰ TIPO website 「兩岸著作權協處制度說明」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=490714&ctNode=6789&mp=1> (Last access date Dec 25, 2018)

¹¹ TIPO website “The statistical data for the Cooperative Mechanism”
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7811&CtUnit=3852&BaseDSD=7&mp=1> (Last access date Dec. 31, 2018)

There are several successful cases of the “Cooperative Mechanism.” For example, in cases where well-known Taiwanese trademarks were registered by trademark squatters in China, they succeeded in rescinding the squatted registration through the “Cooperative Mechanism.”¹²

Other than trademark cases, the “Cooperative Mechanism” is also utilized to settle patent cases where a patent examination procedure had been unreasonably delayed¹³.

However, there are some points to note when applying for this mechanism. First, the target of the “Cooperative Mechanism” is limited to trademarks, patents and copyrights. Other IP-related problems such as trade secrets or unfair competition are outside the scope of the mechanism.

Second, since this mechanism is aimed at settling problems related to administrative procedures, applications regarding judicial procedure are not accepted.

In addition to the above, it should be noted that TIPO’s “report” to China is just an opinion and not legally binding.

3. Possibility of utilization by Japanese companies¹⁴

If a Japanese company shares IP rights with a Taiwanese company in China, or a Japanese company and a Taiwanese company jointly file an application in China, it could be possible for such Japanese companies to utilize the “Cooperative Mechanism” by asking their partner (i.e., the Taiwanese company) to be the applicant of filing.

As well, if the applicant or IP right holder is (a) a Taiwanese subsidiary of a Japanese company, (b) a joint venture (i.e., Taiwanese entity) of a Japanese company and a Taiwanese company, or (c) a Taiwanese company which has a partnership with a Japanese company, it could be possible for such Japanese company to utilize the “Cooperative Mechanism” by asking their partner (i.e., the Taiwanese company) to be the applicant of filing.

IV. Impact on Taiwanese IP system and future direction

TIPO states that the ECFA and IPR brought the following advantages to Taiwanese companies:¹⁵

- (i) The mutual recognition of priority rights between Taiwan and China made it possible for Taiwanese companies to take more flexible IP strategy.

¹² TIPO website 「執行成效（執行狀況）」

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=641185&CtNode=7809&mp=1> (Last access date Dec. 31, 2018)

¹³ This description is based on an interview with TIPO’s department in charge.

¹⁴ This is the author’s opinion based on an interview with TIPO’s department in charge.

¹⁵ This description is based on an interview with TIPO’s department in charge.

- (ii) As copyright certification to sell audio/visual products in China is conducted by Taiwanese agencies, it became much easier for Taiwanese companies to sell copyright products in China.
- (iii) The “Cooperative Mechanism” is marking a new milestone in IPR protection and exchange between Taiwan and China.

Furthermore, to sum up the opinions of Taiwanese experts I interviewed, the Cross-Strait IP cooperation activities have enhanced the Taiwanese IP system, and given Taiwanese companies strong incentive to obtain/enforce IP rights in China.¹⁶

However, in last few years, Cross-Strait IP cooperation seems to have settled down and no great progress in cooperation and harmonization activities has been observed.

Consequently, it is conceivable that the IP systems of Taiwan and China will maintain the status quo in the near future. But it is expected that they will keep communication and will influence each other. Through these exchanges, their IP harmonization and cooperation could move forward.

V. IP strategy of Japanese companies in Taiwan and China

1. What do Japanese companies need?

According to the results of a questionnaire survey of 23 employees of Japanese companies with business bases in Taiwan and China, Japanese companies tend to be more concerned about IP activities in China than in Taiwan. Also, for Japanese companies, the counterfeit problem is the main concern in Taiwan, whereas in China they have wide-ranging concerns, from “usurped applications” (squatting) “to judicial procedure.”

As mentioned earlier, it is expected that the current systems of Taiwan and China will remain unchanged in the near future. It is advisable for Japanese companies to pay attention to the trend of cross-strait cooperation and to take a suitable IP strategy for each of Taiwan and China.

2. IP related activities of Japanese companies in Taiwan

Today, business partnerships between Japanese companies and Taiwanese companies are very active. In such business alliances, how to handle IP rights is an important issue. For example, it is necessary to carefully consider who should be the applicant. In addition, Japanese companies

¹⁶ This is the author’s opinion based on several interviews with Taiwanese experts.

should be sensitive about leakage of confidential information.

Interviews with experts revealed the following points: most Taiwanese branches of Japanese companies are so small that it is not easy for them to handle IP problems in the Taiwanese market; and the communication between the Taiwanese branches and Chinese branches is not so active.

The Taiwanese IP system is different from the Japanese system in the following points: there is no regulation for indirect infringement in the Taiwanese Patent Act; and parallel import of trademark/patent goods is legally admitted. For these reasons, it would be difficult in Taiwan for Japanese companies to prevent selling of expendable supplies or parallel importing by third parties.¹⁷

With regard to patent infringement cases, there is no criminal punishment for patent infringement in Taiwan. Also, since many patent infringement cases are related to semiconductors and communication technologies, it is difficult to obtain evidence of infringement.¹⁸

For copyright and trademark infringement, it would be advisable to take criminal action in parallel with civil action. Recently, there have been many infringing cases using the internet. If a computer server is installed in China, it is necessary to take legal measures also in China as well as in Taiwan.¹⁹

VI. Conclusions

1. Impact of Cross-Strait IP cooperation on Japan

The author believes that the Cross-Strait IP cooperation has brought the following benefits to Japanese companies: (a) as a result of the "Cooperative Mechanism," bad-faith trademark applications have been decreasing, (b) With help of affiliated companies in Taiwan, it could be possible for Japanese companies to take advantage of Cross-Strait priority rights and the "Cooperative Mechanism," (c) TIPO and Taiwanese companies have accumulated many valuable documents and experiences regarding IP strategy in China which would also be useful for Japanese companies.

¹⁷ This remark is based on several interviews with Taiwanese IP experts.

¹⁸ This remark is based on several interviews with Taiwanese IP experts.

¹⁹ This remark is based on several interviews with Taiwanese IP experts.

2. Suggestions for Japanese Companies

Based on this research, the author's recommendations to Japanese companies are as follows.

First, if Japanese companies desire to obtain or enforce IP rights in Taiwan and China, it is advisable to consult with legal experts offering legal services in both areas.

Second, it is desirable that three offices of the Japanese company - the headquarters office, the Taiwanese branch and the Chinese branch - cooperate to share information and know-how on IP systems and strategies in Taiwan and China.

Finally, if a Japanese company has subsidiaries in Taiwan, they should communicate with each other to prepare the utilization of the priority right and the "Cooperation Mechanism" between Taiwan and China.

3. Conclusion

Through this research, I found that many Taiwanese people are attracted to Japanese companies and Japanese products, and that Taiwanese IP practitioners are actively working on services for Japanese companies. I would expect that Taiwanese companies and Japanese companies will cooperate with each other and develop new businesses by utilizing IP rights.

Finally, I hope that this report will be useful for Japanese companies seeking to expand their business in Taiwan and China.

抄録

2010年6月、台湾と中国大陸（以下、双方を総称して「兩岸」という。）の間で「兩岸経済協力枠組協定（ECFA）」及び「兩岸知的財産権保護協力協定（IPR）」が調印された。それ以来、兩岸間では知的財産の保護と運用に関する相互協力が進められている。

一方、従来より日本企業と台湾企業の間では事業提携が盛んに行われており、日本企業の中には台湾企業と協力して中国大陸への進出を目指す例もみられる。

そこで、本研究では、知的財産に関する兩岸協力のこれまでの状況について調査した上で、兩岸協力が台湾の知的財産制度とそのユーザに与えた影響を整理し、兩岸間の制度調和に関する今後の方向性を分析する。さらに、兩岸協力が日本企業に与える影響を考察し、日本企業が兩岸地区で知的財産を有効に活用するための方策について提言を試みる。

要約

I. はじめに

本研究の目的は、現在までの知的財産に関する台湾と中国大陸¹（以下、双方を総称して「兩岸」という。）の協力の状況を調査するとともに、兩岸協力が台湾の知的財産制度とそのユーザに与えた影響を整理し、今後の方向性を分析することである。併せて、兩岸協力が日本企業に与える影響を考察し、日本企業が兩岸地区で知的財産権を有効に活用するための方策を検討する。

なお、本研究は、主に、文献調査、日本企業関係者へのアンケート調査、台湾の専門家（関連機関、実務家、学術研究者）へのインタビュー調査、担当教授とのディスカッションの方法により実施した。

II. 知的財産制度に関する兩岸協力の状況

1. 台湾の知的財産制度の概況

台湾の特許庁に相当する組織は經濟部智慧財産局（Taiwan Intellectual Property Office, 以下「TIPO」という）であり、産業財産権（専利権²、商標権）に関する業務だけでなく、著作権、営業秘密、半導体集積回路配置保護に関する業務も所掌している。

¹ 本報告書において「中国大陸」とは、台湾・香港・マカオを除く中華人民共和国の統治する地域を指す。

² 専利権には、特許権・実用新案権・意匠権が含まれる。

専利権のうちの特許権と意匠権、及び商標権については、TIPOの実体審査を経て登録されるが、実用新案権は実体審査を経ることなく方式審査のみで登録される。

2017年にTIPOが受理した出願の数は、特許：46,122件、実用新案：19,549件、意匠：8,120件、商標：83,802万件であった³。台湾では商標の出願件数が最も多い点や、実用新案出願が積極的に行われている点に特徴がある。

2. 「两岸経済協力枠組協定（ECFA）」と「两岸知的財産権保護協力協定（IPR）」

2010年6月29日、中国・重慶で行われた第5回江・陳会合において、台湾と中国大陸の間の経済・貿易・投資の協力と貿易自由化を目的とする「两岸経済協力枠組協定（以下、「ECFA」という）」が調印された。ECFAの第6条第1項には、「本協定の効果を強化するために双方が協力を努める項目」の一番目に、「（一）知的財産権の保護に関する協力」が掲げられている。

また、同日に、知的財産に関する两岸協力の土台となる「两岸知的財産権保護協力協定（以下「IPR」という）」も調印された。IPRは、台湾と中国大陸の双方が、平等互惠の原則に基づき、特許・商標・著作権及び植物品種権等の知的財産権保護に関する交流と協力を強化し、関連する問題を協力して解決し、两岸の知的財産権の創出・応用・管理及び保護を向上させることを目的としている（IPR1条）。

台湾がIPRの調印に至った背景には、两岸間で優先権主張が認められておらず、台湾に出願してから中国大陸に出願するまでの間に第三者による冒認出願のおそれがあったことや、台湾の商標が中国大陸で先取り出願される問題があったこと等の事情があった⁴。

3. 两岸協力に関する各制度

（1）優先権の相互承認

IPR2条により、台湾と中国大陸は、専利・商標及び植物品種に関する最初の出願日の効力を相互に承認し合うこととなり、2010年11月22日より、两岸間で優先権主張を伴う出願の受理が開始された。

これにより、台湾の法人又は個人は、台湾出願（又は中国出願）を基礎として、中国大陸（又は台湾）に出願する際に優先権を主張できるようになった。なお、出願人が複数の場合には、そのうちの一人が台湾の法人又は個人であればよい⁵。

³ 經濟部智慧財産局「2017年 年報」98～101頁（2018）

⁴ 經濟部智慧財産局「两岸智慧財産権保護合作協議之相關說明」（2010）

<https://www.tipo.gov.tw/public/Attachment/66111173876.pdf>（2018年12月25日最終アクセス）

したがって、日本企業が関与している出願であっても、①台湾企業と共同で出願する場合、②台湾の現地子会社が出願する場合、③台湾企業と日本企業の合弁企業（台湾法人）が出願する場合等においては、兩岸間の優先権制度を利用することができる。

（2）「協力処理メカニズム（協處機制）」の導入⁶

台湾と中国大陸は、IPR7 条において、知的財産権の保護について双方が協力して対処するための「協力処理メカニズム」という体制を立ち上げることを約束した。

詳細は後述するが、現行の運用によれば、台湾の出願人又は権利者が、中国大陸の行政当局に知的財産権に関する手続きを行うにあたり、不合理な取扱いや違法な取扱いを受けた場合は TIPO に協力処理の要請を行うことができる。

（3）兩岸協力に関するその他の取組み

その他の取組みとして、中国大陸での音楽・映像作品等の販売に必要な認証業務を台湾の機関で行えるようになったことや、台湾人に対する中国専利代理人（弁理士）資格試験の開放、兩岸間の知的財産制度に関する論壇（フォーラム）の開催、植物品種権の保護対象の拡大、行政当局間の交流活動が挙げられる。

Ⅲ. 「協力処理メカニズム」

1. 制度の実態

（1）申請人となる資格

TIPO が公表しているガイドライン「兩岸商標協處作業處理程序」⁷（以下「商標協力ガイドライン」という）によれば、TIPO に「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請できる者は、台湾の法人、台湾の住民、及び中国大陸地区にある「台湾資本企業」に限られる。

⁵ 公益財団法人交流協会『知的財産分野における兩岸協力の現状とその活用について』225－226頁（2016）
聖島国際特許法律事務所「兩岸經濟枠組協力機構の協定（ECFA）の台湾知財制度にもたらす影響」（2013）
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/trend/3230/>（2018年12月25日最終アクセス）

⁶ 原文の繁体字中国語では「協處機制」であり、直訳すると「協力して処理を行うシステム」のような意味になるが、本報告書では公益財団法人日本台湾交流協会の報告書で使用されている「協力処理メカニズム」という訳語を用いた

⁷ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸商標協處作業處理程序」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=544575&ctNode=6789&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

(2) 申請の要件

(i) 商標

前記「商標協力ガイドライン」によれば、商標について TIPO に協力処理の申請を行うための要件は以下のとおりである。

①中国大陸で商標権を取得又は行使しようとする過程において、中国大陸の法規に従って適切な行政上の手続を行ったところ、②不合理又は不公平な取扱いを受けたか、又は、中国大陸の法令・審査基準に反する処理があった場合であって、かつ、③その案件がまだ中国大陸の行政当局に係属中であること。

上記①に該当する例としては、例えば、商標出願が拒絶査定を受けた場合の不服審判手続や、他人の商標に対して異議・無効を求める手続、商標権侵害に対する行政上の救済手続等がある。

(ii) 著作権

TIPO が公表している「兩岸著作権協處制度説明」⁸（以下「著作権協力処理制度の説明」という）によれば、著作権について TIPO に協力処理の申請を行うための要件は以下のとおりである。

①台湾の法人又は個人の著作権が中国大陸で侵害され、②中国大陸の法令に従い、中国大陸の行政当局に行政上の救済を申し立てたところ、③不合理又は不公平な取扱いを受けたか、又は、中国大陸の法令等に違反する処理があった場合。

(iii) 専利（特許・実用新案・意匠）

TIPO によれば、現時点において専利に関するガイドラインは作成されていない。

但し、IPR7 条の趣旨に鑑みれば、商標と同様、中国大陸の行政当局に対する権利取得（出願・異議・無効審判等）又は権利行使に関する手続き（権利侵害に対する行政当局への救済の申立て）において不合理又は不公平な取扱いを受けたか、又は中国大陸の法令・審査基準等に違反する処理があった場合には、協力処理の申請が可能と考えられる。

⁸ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸著作権協處制度説明」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=490714&ctNode=6789&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

(3) 申請後の流れ⁹

TIPO では、申請された個々の事案について、中国大陸の行政当局に協力処理の要請（以下、TIPO の用語に倣い「通報」と表記する。）を行う必要があるかどうかを判断する。

「通報」の要否は申請があったその日のうちに判断され、早ければ翌日には中国大陸側への「通報」が行われる。

また、TIPO が中国大陸側への「通報」を不要と判断した場合、申請人に対し、必要に応じて法的なアドバイスを行う。この「通報」の要否に関する判断は行政処分ではないため、「通報」が不要と判断された場合でも、申請人が不服を申し立てることはできない¹⁰。

なお、「協力処理メカニズム」の手続に関する資料はすべて非公開とされている。

2. 実務運用

統計資料によれば、制度開始から 2018 年 11 月までに、兩岸間で協力処理の申請がなされた件数は 825 件であり、そのうち約 9 割が、商標の事案に関する台湾側のユーザからの申請であった¹¹。

このように利用状況に偏りがある理由としては、商標の事案は技術的な検討を必要とせず、行政当局間の話し合いによる解決になじみやすいことや、台湾製品（MIT 製品）の人気の高まるにつれ、台湾の商標が中国大陸で先取り出願の対象になりやすくなったこと等が挙げられる。

なお、上記統計資料によれば、協力処理の申請件数は 2013 年の 245 件をピークに減少しており、近年では年間 50 件程度で推移している。

実際の活用事例としては、台湾で著名な商標が中国大陸で第三者により先取り出願され、商標登録されていた複数の事案において、「協力処理メカニズム」を利用した当局間の話し合いにより登録の取消に成功した実績がある¹²。

また、中国大陸での専利出願の審査が非常に遅延していた事案について、遅延を解消するために TIPO より中国大陸側に改善を求めて「通報」を行った例もある¹³。

⁹ 筆者が TIPO の担当部署にインタビューした結果に基づく。

¹⁰ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸商標協處作業處理程序」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=544575&ctNode=6789&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

¹¹ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「協處統計」
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7811&CtUnit=3852&BaseDSD=7&mp=1>（2018年12月31日最終アクセス）

¹² 經濟部智慧財産局ウェブサイト「執行成效（執行狀況）」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=641185&CtNode=7809&mp=1>（2018年12月31日最終アクセス）

¹³ 筆者が TIPO の担当部署にインタビューした結果に基づく。

但し、現行の「協力処理メカニズム」には留意すべき点もある。

まず、対象が商標・専利・著作権に限定されており、営業秘密や不正競争の問題については協力処理を申請することができない。また、行政手続のみが対象であり、司法上の手続（裁判等）に関する問題は対象外である。さらに、TIPO が中国大陸の行政当局に対して行う「通報」には法的拘束力がない点にも注意が必要である。

3. 日本企業が利用できる可能性¹⁴

中国大陸において、日本企業が台湾企業と権利を共有している場合や、台湾企業と共同で出願を行っている場合は、台湾企業が申請人となることにより、「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を利用できる場合がある。

また、中国大陸で手続を行う者が、①日本企業が台湾に設立した現地子会社、②日本企業と台湾企業が共同出資して台湾で設立した台湾法人、③日本企業と提携関係にある台湾法人等である場合には、これらの台湾企業が申請人となることも考えられる。

IV. 两岸協力が台湾に与えた影響と今後

TIPO は、EFCA 及び IPR の調印により、台湾のユーザにとって以下のメリットがもたらされたと考えている¹⁵。

①優先権の相互承認の開始による出願戦略の柔軟化

②台湾の音楽・映像作品を中国大陸で販売するために必要な著作権認証業務を台湾の機関で開始したことによる、中国大陸での著作物の流通の円滑化

③『協力処理メカニズム』の活用による知的財産権に関する問題解決の容易化

また、現地の専門家の意見を総合すると、一連の两岸協力の取組みを通じて、台湾の知的財産制度はより充実したものとなり、その結果、台湾のユーザにとっては、中国大陸における権利取得や権利行使に対するインセンティブが向上したといえる¹⁶。

但し、ここ数年は新たな制度の導入や、制度調和に向けた新たな動きは見られず、两岸協力に関する取組みは一段落している印象がある。

このため、台湾と中国大陸の制度は、今後も現状のまま維持される可能性が高いが、两岸間の交流関係は今後も継続され、相互に影響し合っていくことが予想される。

そのような交流の中で、互いに調和に向けた動きがみられる可能性もある。

¹⁴ 筆者がTIPOの担当部署にインタビューした結果に基づき、筆者の見解をまとめたものである。

¹⁵ 筆者がTIPOの担当部署にインタビューした結果に基づく。

¹⁶ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づき、筆者の見解をまとめたものである。

V. 日本企業の两岸地区における知的財産活動

1. 日本企業の两岸地区におけるニーズ

筆者が台湾及び中国大陸に事業拠点を有する日本企業の知財業務経験者 23 名を対象に実施したアンケート調査によれば、日本企業は、台湾よりも中国大陸での知的財産活動について、より多くの不安を感じる傾向があることが明らかとなった。

また、日本企業にとって、台湾では模倣品対策が主な懸念点であるのに対し、中国大陸では、懸念点が冒認出願対策から訴訟手続に至るまで多岐にわたることがわかった。

先に述べたように、今後も两岸間では現状の制度が維持される可能性が高いことから、日本企業としては、两岸協力の動きを注視しつつ、台湾と中国大陸のそれぞれの制度に対応した戦略を取っていく必要がある。

2. 日本企業の台湾における知的財産活動

近年、日本企業と台湾企業の事業提携が盛んに行われているが、その中で知的財産権をどのように取り扱うかは重要な問題である。特に、専利や商標の出願人を誰にするかは慎重に検討する必要がある。また、秘密情報の流出にも注意しなければならない。

現地でのインタビュー調査等の結果、日本企業の台湾拠点は小規模な事業所が多く、知的財産業務に手が回りにくいことや、台湾拠点と中国拠点との連携を積極的に行っている企業は少ないこと等が明らかとなった。

次に、台湾の制度と日本の制度を比較すると、台湾では専利法に間接侵害規定が無い点や、商標製品・特許製品の並行輸入が法律上適法とされている点で日本と異なる。

そのため、日本企業にとっては、台湾での第三者による消耗品の廉価販売行為や真正品の並行輸入行為を阻止することが困難であるという問題がある¹⁷。

また、特許権侵害については、刑事罰規定がなく、また、半導体や通信技術分野の事案が多いことから、侵害の証拠を入手することが難しいという問題も指摘されている¹⁸。

他方、著作権・商標権侵害については、民事手続と並行して刑事手続を活用できるため、警察機関の協力を得ることが望ましい。また、最近ではインターネットを利用した侵害行為が多いが、サーバが中国大陸に設置されている場合は中国大陸でも法的措置をとる必要がある点に注意が必要である¹⁹。

¹⁷ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

¹⁸ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

¹⁹ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

VI. 結び

1. 两岸協力が日本企業に与える影響

筆者は、知的財産に関する两岸協力の取組みにより、日本企業にも以下のメリットがもたらされたと考えている。それは、①「協力処理メカニズム」の成果により、悪質な商標の先取り出願が全体的に減少したこと、②日本企業であっても、台湾にある関連会社を通じて两岸間の優先権制度や「協力処理メカニズム」を利用可能であること、③TIPOや台湾企業が蓄積した中国大陆での知的財産戦略に関する資料や経験を活用できることである。

2. 日本企業への提言

これまでの検討を踏まえて、日本企業に対する筆者の提言は以下のとおりである。

第一に、日本企業が台湾と中国大陆の両方で権利の取得や行使を目指す場合は、両方の地域の業務を取り扱っている事務所に相談することが望ましい。

第二に、日本企業の本社、台湾拠点及び中国拠点の三者が連携し、台湾と中国大陆における自社の知的財産戦略や制度改正動向について情報共有を図ることが望ましい。

第三に、台湾に関連会社を有する日本企業は、台湾の法人との連携を密にし、两岸間の優先権制度や「協力処理メカニズム」を利用できる状況を整えておくことが望ましい。

3. おわりに

今回の現地調査を通じて、台湾の人々の多くが日本企業や日本製品に魅力を感じていることや、台湾の知財実務家が日本企業に向けたサービスに積極的に取り組んでいることがわかった。今後も、台湾企業と日本企業がお互いに長所を活かして協力し合い、知的財産権を活用した新たなビジネスが育つことに期待したい。

最後に、本報告書が台湾及び中国大陆において事業を展開されている日本企業の皆様に少しでも参考になれば幸いである。

目次

I. はじめに	1
II. 知的財産制度に関する两岸協力の状況	2
1. 台湾の知的財産制度の概況	2
(1) 台湾の知的財産制度の特徴	2
(2) 産業財産権の出願統計からみた特徴	3
2. 「两岸経済協力枠組協定」(ECFA)と「两岸知的財産権保護協力協定」(IPR)	4
(1) 両協定の位置づけ	4
(2) 両協定の内容	5
(3) 調印に至るまでの経緯	5
3. 两岸協力に関する各制度	7
(1) 優先権の相互承認	7
(2) 「協力処理メカニズム(協處機制)」の導入	8
(3) 两岸協力に関するその他の取組み	9
III. 「協力処理メカニズム」	12
1. 制度の実態	12
(1) 申請人となりうる者	12
(2) 申請の要件	13
(3) 申請後の流れ	15
2. 実務運用	17
(1) 統計資料に基づく分析	17
(2) 活用事例	20
(3) 実務上の留意点	22
3. 日本企業が利用できる可能性	23
(1) TIPOの見解	23
(2) 想定されるケース	23
IV. 两岸協力が台湾に与えた影響と今後	25
1. 两岸協力が台湾に与えた影響	25
(1) 実務家(弁護士、弁理士)の意見	25
(2) 学術研究者の意見	25

2.	「協力処理メカニズム」に対する評価	26
	(1) 実務家（弁護士、弁理士）の意見	26
	(2) 学術研究者の意見	26
3.	两岸協力の今後の方向性	27
	(1) 実務家（弁護士・弁理士）の意見	27
	(2) 学術研究者の意見	27
4.	総括	28
	(1) 两岸協力が台湾にもたらしたもの	28
	(2) 「協力処理メカニズム」の成果と今後	30
	(3) 两岸協力の今後の方向性	30
V.	日本企業の两岸地区における知的財産活動	31
1.	日本企業の两岸地区におけるニーズ	31
	(1) 日本企業が两岸地区で抱えるニーズ	31
	(2) 日本企業が两岸協力を望むこと	33
2.	日本企業の台湾における知的財産活動	33
	(1) 日本企業と台湾企業の提携状況	33
	(2) 台湾における知的財産活動の実情	34
	(3) 台湾の知的財産制度の日本との相違点	34
	(4) 台湾における権利侵害への対応	37
VI.	結び	39
1.	两岸協力が日本企業に与える影響	39
2.	日本企業に対する提言	41
3.	おわりに	42
	謝辞	43

I. はじめに

2010年6月、台湾と中国大陸¹（以下、双方を総称して「兩岸」という）の間で「兩岸経済協力枠組協定（ECFA）」及び「兩岸知的財産権保護協力協定（IPR）」が調印された。

以降、兩岸間では知的財産の保護と運用に関する相互協力が進められ、相互の知的財産制度に大きな変革をもたらしてきた。

従前より日本と台湾は文化的・経済的な結びつきが強く、日台企業間で事業提携が盛んに行われている。近年では、日本企業が中国市場への進出を目指す場合、まず台湾で事業を展開し、台湾企業のサポートを得ながら中国進出を目指すというケースも見られる。

そこで、本研究では、現在までの知的財産に関する兩岸間の協力の状況を調査した上で、それが台湾の知的財産制度とそのユーザに与えた影響を整理し、今後の方向性について分析を行う。また、兩岸協力が日本企業に与える影響を考察するとともに、日本企業が兩岸地区で知的財産権を有効に活用するための方策を検討することとしたい。

本研究の実施方法は次のとおりである。まず、インターネット等を利用した関連文献調査を行った上で、台湾と中国大陸に事業拠点を有する日本企業の知財業務経験者を対象とするアンケート調査を行い、兩岸地区における日本企業のニーズの把握に努めた。

また、2018年11月21日から12月25日まで、国立台湾科技大学専利研究所（台湾・台北市）に在籍し、現地の関連機関、知財実務家及び学術研究者へのインタビュー調査を行うとともに、指導担当教授である劉 國讚所長とディスカッションを行った。本報告書はこれらの研究成果をまとめたものである。なお、現在、台湾と中国の政治的な関係については様々な議論があるが、本報告書ではこれらの論点については取り上げない。

本報告書の構成は次のとおりである。Ⅱ章では、台湾の知的財産制度の概況、ECFA及びIPRが調印された経緯、兩岸協力の具体的な制度について論ずる。Ⅲ章では、兩岸協力の取り組みのうち「協力処理メカニズム」に焦点を当て、制度の実態と運用状況について分析する。Ⅳ章では、現地関係者へのインタビュー調査に基づき、兩岸協力が台湾に与えた影響と今後の方向性を検討する。Ⅴ章では、日本企業が兩岸地区で抱えるニーズを把握した上で、主に台湾における知的財産活動の留意点を整理する。最後のⅥ章では、兩岸協力が日本企業に与える影響を考察し、日本企業に対する提言を行う。

¹ 本報告書において「中国大陸」とは、台湾・香港・マカオを除く中華人民共和国の統治する地域を指す。

II. 知的財産制度に関する两岸協力の状況

1. 台湾の知的財産制度の概況

知的財産制度に関する两岸協力の状況を説明する前に、まず、台湾の知的財産制度の概況を簡単に紹介する。

(1) 台湾の知的財産制度の特徴

台湾の特許庁に相当する組織は経済部智慧財産局 (Taiwan Intellectual Property Office、以下「TIPO」という) であり、図1に示すように、産業財産権 (専利権²、商標権) に関する業務だけでなく、著作権、営業秘密、半導体集積回路配置保護に関する業務も所掌している。専利権のうち特許権と意匠権、及び商標権はTIPOの審査官による実体審査を経て登録されるが、実用新案権は、日本と同様、実体審査を経ることなく方式審査のみで登録を受けることができる。

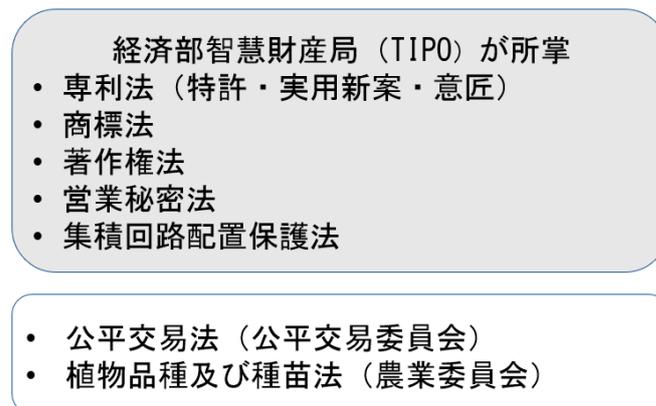


図1 台湾の知的財産制度

台湾はパリ条約、PCT条約、マドリッド・プロトコル等の国際条約に加盟していないため、TIPOに対してPCT出願や条約上の優先権主張を伴う出願をすることはできない。

但し、WTOには加盟していることから、WTO加盟国との間、又は台湾と相互に優先権を承認している国との間では優先権主張を伴う出願が認められている。

また、TIPOでは近年、二国間協定に力を入れており、各国特許庁との間で「特許審査ハイウェイ制度 (PPH: Patent Prosecution Highway) の導入を進めている。

² 専利権には、特許権 (台湾では「發明專利」と表記される)、実用新案権 (同「新型專利」)、意匠権 (同「設計專利」) が含まれる。

この制度は、先行庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により後続庁で早期審査が受けられるようにするものであり、既に米国、日本、スペイン、韓国、ポーランド、カナダとの間で導入が実現している³。また、TIPO では日本語を含む 9 か国の外国語による出願を受理するなど⁴、外国の出願人にも利用しやすい制度設計を目指している。

なお、台湾の特許制度は、日本及び米国から大きく影響を受けている。例えば、発明の定義や新規性・進歩性等、初期に制定された部分については日本の影響を大きく受けている一方で、侵害判断については米国からも一定の影響を受けている⁵。但し、近年では、兩岸関係の進展に伴い、中国大陸からも影響を受けているとの指摘もある⁶。

(2) 産業財産権の出願統計からみた特徴

近年の TIPO に対する出願件数の推移を図 2 に示す。2017 年に TIPO が受理した出願の数は、特許：46,122 件、実用新案：19,549 件、意匠：8,120 件、商標：83,802 万件であった。

台湾では商標の出願件数が最も多く、順調に増加している。また、実用新案出願が積極的に行われている点も特徴である。出願件数の上位を占める企業の業種は、台湾の主要産業である電気・通信・半導体分野である⁷。

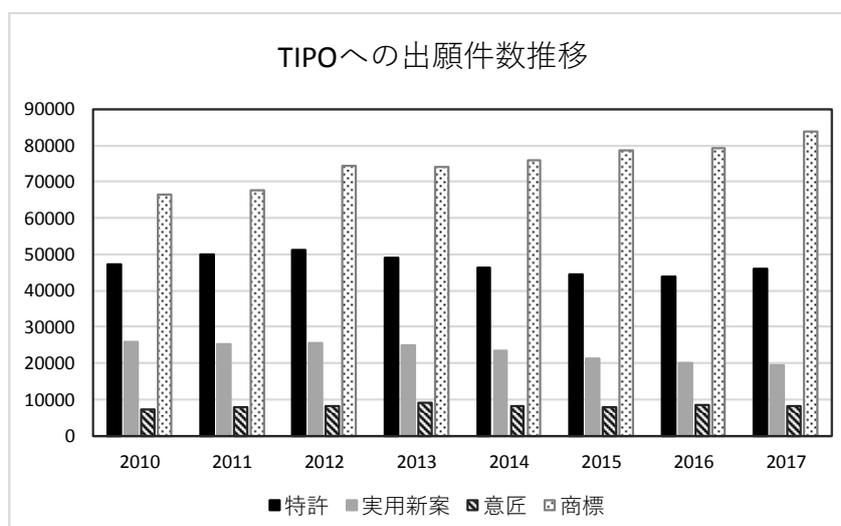


図 2 TIPO への出願件数の推移 (2010～2017 年)⁸

³ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「專利審査高速公路 (PPH) 計畫」(2018)
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=633152&CtNode=6714&mp=1> (2018年12月25日最終アクセス)

⁴ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「專利Q&A」(2015)
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=502792&CtNode=7633&mp=1> (2018年12月25日最終アクセス)

⁵ 劉 國讚『專利法之理論與實用』69頁, 129頁, 370頁 (元照, 第4版, 2017)

⁶ 公益財団法人交流協会『台湾における先使用権と公証制度 中国出願との差異を事例としての台湾出願のポイント』176頁 (2014)

⁷ 經濟部智慧財産局『2017年 年報』98～101頁 (2018)

⁸ 經濟部智慧財産局『2017年 年報』72頁, 74頁, 109頁 (2018) に掲載されているデータに基づき作成した。

続いて、TIPO と日本特許庁（JPO）における内外出願人比率の比較を表 1 に示す。台湾における特許・意匠・商標の外国出願比率（本表において、「外国出願」には中国大陸からの出願も含んでいる）は、いずれも日本における外国出願比率を上回っており、特に、特許については全体の約 60%が台湾域外からの出願である。

これに対し、実用新案については、外国出願が極めて少なく、台湾域内からの出願が 90%以上を占める。その理由として、台湾の出願人は小規模企業が多く、低コストかつ短期間で権利を取得できる実用新案が好まれることや、製品のライフサイクルが短いこと等が考えられる。なお、現地の専門家によれば、特許権と同様、実用新案権に基づく権利行使も一般的に行われているということであった⁹。

	特許	実用新案	意匠	商標
TIPO	60.1%	6.2%	47.1%	27.0%
JPO	18.3%	25.0%	25.3%	20.8%

表 1：TIPO と JPO における外国出願の割合（2017 年）¹⁰

2. 「两岸経済協力枠組協定」（ECFA）と「两岸知的財産権保護協力協定」（IPR）

（1）両協定の位置づけ

台湾と中国大陸の間では、1990 年頃から様々な政策に関する対話と協定の調印が進められてきた¹¹。当初は、不法入国や漁業紛争等に関する議題が多く、経済や貿易の側面についての議題が話し合われる機会は少なかった。この状況は、2001 年から 2002 年にかけて中国と台湾の双方が WTO に加盟した後も変わらなかった¹²。

しかし、2008 年以降、経済方面の議題についても两岸間の会談が行われるようになり、2010 年 6 月 29 日、中国・重慶で行われた第 5 回江・陳会合において、台湾と中国大陸の間の経済・貿易・投資の協力の土台となる「两岸経済協力枠組協定（the Economic Cooperation Framework Agreement、以下「ECFA」という）」が調印された。また、同じ日に、知的財産に関する两岸協力の指針を定めた「两岸知的財産権保護協力協定（the

⁹ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。なお、台湾では、実用新案権に基づく警告を行う際には TIPO の作成した「技術報告書」（日本の技術評価書に相当）を提示する必要があるが（専利法116条）、訴訟を提起する場合には必ずしも必須とはされていない。

¹⁰ 經濟部智慧財産局『2017年 年報』11～14頁(2018)、日本特許庁『行政年次報告書 2018年度版』15頁(2018)に基づき作成した。なお、本表において、台湾における「外国出願」には中国大陸からの出願も含む。

¹¹ 两岸間で最初に調印された協定は、1990年9月の「金門協定（海峡兩岸赤十字組織による海上送還協定）」であった。

¹² 中国は2001年12月に、台湾は2002年1月に、それぞれWTOに加盟した。

Agreement for Intellectual Property Right Protection and Cooperation、以下「IPR」という)」も調印された¹³。

これらの二つの協定の署名人は、台湾側が「財団法人海峡交流基金会」の董事長、中国大陸側が「海峡兩岸關係協會」の会長である。民間団体の代表者によって署名されている点において、通常の状態間で調印される「条約」とは異なる。

(2) 両協定の内容

ECFAは、台湾と中国大陸の間の経済・貿易・投資の協力を増進し、兩岸間の貿易の自由化を促進することを目的として、兩岸間における経済・貿易・投資の協力に関する主な処理原則のフレームワークを定めたものである。

そのため、知的財産権保護はECFAの直接の目的ではないものの、ECFA第6条第1項「本協定の効果を強化するために双方が協力を努める項目」の一番目の項目として、「(一) 知的財産権の保護に関する協力」が掲げられている点は注目に値する。

一方、IPRは兩岸間の知的財産権の保護と強化を目的とする協定である。

IPR第1条には、「台湾と中国大陸の双方が、平等互惠の原則に基づき、特許・商標・著作権及び植物品種権等の知的財産権保護に関する交流と協力を強化し、関連する問題を協力して解決し、兩岸の知的財産権の創出・応用・管理及び保護を向上させること」を目的とする旨が定められている。

また、具体的な協力項目として、台湾と中国大陸間における優先権の保証（IPR2条）、植物品種の保護範囲の拡大（IPR3条）、兩岸間における審査等の業務協力（IPR4条）、兩岸間における特許・商標等の業界協力（IPR5条）、著作権認証に関する共同体制の確立（IPR6条）、協力処理メカニズム（協処機制）」の確立（IPR7条）、知的財産権に関する業務交流（IPR8条）が列挙されている。

(3) 調印に至るまでの経緯

台湾が中国大陸との間でECFAの調印に至った経緯については、これまでに多くの有識者によって解説されていることから¹⁴、本報告書では詳細に立ち入らない。

¹³ 公益財団法人交流協会『知的財産分野における兩岸協力の現状とその活用について』68～81頁（2016）

¹⁴ 台湾がECFAの調印に至るまでの経緯については、例えば以下の文献に詳しい。

陳逸竹ほか「ECFAの解説および台湾経由の中国大陸向け投資の実務」（海外投融資2010年11月号 33-38頁）（2010）

<https://www.joi.or.jp/modules/news/index.php?page=article&storyid=285>（2018年12月25日最終アクセス）

李 嗣堯「馬英九政権発足後の台中經濟關係の一考察：ECFA調印による經濟連携強化とその意義」（2013）（北海道大学経済学研究62(3), 51-61頁）（2013）

<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/52285>（2018年12月25日最終アクセス）

以下、台湾が IPR の調印に至った経緯について詳細に見ていくことにする。

TIPO が公表している「兩岸智慧財産権保護合作協議之相關説明」（兩岸間の知的財産権の保護協力協議に関する説明）¹⁵によれば、台湾政府が IPR の調印に至った背景には次のような事情があった。

①兩岸間の経済協力の活発化に伴い、知的財産権の出願、保護、権利侵害に関する兩岸間での問題が増加してきた。

②兩岸間では専利・商標出願の優先権主張が認められていないため、一方に出願してから他方に出願するまでの間に、第三者によって横取りの的に冒認出願される心配があった。

特に、台湾の出願人が中国大陸に出願する件数の方が、中国大陸の出願人が台湾に出願する件数よりも多いため、台湾の出願人にとってより切実な問題であった。

③台湾の著名な商標や産地名称が無関係の第三者によって中国大陸に先取り出願される事案が多く発生していた。また、台湾の映画作品等の海賊版問題も深刻であった。

④兩岸間の専利・商標・著作権の問題について、民間団体を通じた話し合いによる解決には限界があり、政府当局間の話し合いの場を設けることが期待されていた。

また、2009年に台湾で実施された意識調査によれば、兩岸間の政府高官が知的財産権保護の問題を話し合うことについては、73.3%の人が賛成していた。さらに、2008年に実施されたアンケート調査によれば、台湾の企業関係者が中国政府との間で解決が必要であると考えている知的財産に関する項目は次のとおりであった（カッコ内は解決が必要と回答した人の割合を示す）¹⁶。

兩岸間の意思疎通プラットフォームの設置（57.7%）

兩岸間の優先権の問題（57.3%）

模倣品・海賊版の問題（52.3%）

審査ハイウェイ制度の設立（46.3%）

専門的資料データベースの作成（39.9%）

商標の先取り出願（冒認）の問題（39.5%）

台湾企業の管理能力の強化（36.7%）

¹⁵ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸智慧財産権保護合作協議之相關説明」（2010）
<https://www.tipo.gov.tw/public/Attachment/66111173876.pdf>（2018年12月25日最終アクセス）

¹⁶ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸智慧財産権保護合作協議之相關説明」（2010）
<https://www.tipo.gov.tw/public/Attachment/66111173876.pdf>（2018年12月25日最終アクセス）

このような背景の下、台湾は、兩岸間の知財保護協力を強化し、台湾企業が中国大陸で直面する問題の解決をスムーズに行えるようにすることを目的として、IPR の調印に踏み切る事となった。

これに対し、中国大陸側が IPR の調印に至った理由について、明確に論じている資料は少ない。しかし、有識者らの意見を総合すると¹⁷、兩岸間の知的財産制度に関する協力を強化することにより、兩岸地区の技術力が向上し、中国の国家にメリットをもたらすと判断したものと考えられる。

3. 兩岸協力に関する各制度

(1) 優先権の相互承認

中国政府は、台湾は国ではないとする立場から、従前は台湾出願を基礎とする優先権主張を認めていなかった¹⁸。しかし、IPR の調印により、台湾と中国大陸は専利・商標及び植物品種に関する最初の出願日の効力を相互に承認し合うことを約束し（IPR2 条）、2010年11月22日より、双方で優先権主張を伴う出願の受理が開始された。

なお、優先権主張ができる期間は、特許と実用新案については最初の出願日から12か月、意匠と商標は6か月である¹⁹²⁰。

これにより、台湾地区の法人又は個人は、台湾出願を基礎として中国大陸で優先権を主張することも²¹、中国出願を基礎として台湾で優先権を主張することも可能となった²²。

その結果、台湾地区の出願人が、台湾（又は中国大陸）の出願日から中国大陸（又は台湾）に出願するまでの間に第三者に冒認されるという問題は解消されるに至った。

なお、IPR は兩岸地区の住民の権利保護を目的としているため、外国の出願人は IPR に基づく兩岸間の優先権を主張することができない。但し、出願人が複数の場合は、そのうちの一人が台湾の法人又は個人であればよい²³。

¹⁷ 海峡两岸法学研究『海峡两岸法学研究（第二辑）—两岸关系和平发展的法制保障』（兩岸關係の平和發展の法制度と保証）（崧博出版社、2014）では、中国大陸の有識者がEFCA及びIPRの位置づけについて論じている。

¹⁸ 聖島国際特許法律事務所「兩岸經濟枠組協力機構の協定（ECFA）の台湾知的財産権制度にもたらす影響」（2013）
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/trend/3230/>（2018年12月25日最終アクセス）

¹⁹ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「中國大陸關於台灣同胞專利申請的若干規定」（2010）
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=654310&ctNode=7842&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

²⁰ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「在大陸地區維護商標權益注意事項」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=537040&ctNode=7053&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

²¹ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「中國大陸關於台灣同胞專利申請的若干規定」（2010）
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=654310&ctNode=7842&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

²² 經濟部智慧財産局ウェブサイト「專利Q&A「中國大陸的申請案，可以主張優先權嗎？」」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=503901&ctNode=7633&mp=1>（2019年1月8日最終アクセス）

²³ 公益財団法人交流協会『知的財産分野における兩岸協力の現状とその活用について』225-226頁（2016）
聖島国際特許法律事務所「兩岸經濟枠組協力機構の協定（ECFA）の台湾知財制度にもたらす影響」（2013）
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/trend/3230/>（2018年12月25日最終アクセス）

したがって、日本企業が関与している出願であっても、①台湾企業と共同で出願する場合、②台湾の現地子会社が出願する場合、③台湾企業と日本企業の合弁企業（台湾法人）が出願する場合のように、台湾企業が出願人となっている場合は、台湾出願（又は中国出願）を基礎として、中国大陸（又は台湾）で優先権を主張することが可能である。

現在までの優先権主張を伴う出願の受理件数を表2に示す。制度開始から2018年9月30日までの間に、中国大陸で台湾出願に基づく優先権が主張された専利は39,422件、商標は408件、植物品種は3件であった。これに対し、台湾で中国出願に基づく優先権が主張された専利は23,831件、商標は826件、植物品種は0件であった。特に、専利については两岸間の優先権制度が積極的に活用されている。

単位：件

年	台湾出願を基礎とする中国出願			中国出願を基礎とする台湾出願		
	専利	商標	植物品種	専利	商標	植物品種
2010	342	1	0	16	0	0
2011	4410	40	0	3116	37	0
2012	5483	40	3	3797	220	0
2013	5446	93	0	3813	35	0
2014	5766	65	0	2844	45	0
2015	4990	45	0	2415	100	0
2016	4727	69	0	2241	125	0
2017	4878	50	0	2498	100	0
2018(1~9月)	3380	5	0	3091	164	0
合計	39422	408	3	23831	826	0

表2：两岸間の優先権主張を伴う出願件数²⁴

(2) 「協力処理メカニズム（協處機制）」の導入²⁵

台湾と中国大陸は、IPR7条において、知的財産権の問題について双方が協力して処理を行うための体制である「協力処理メカニズム」を立ち上げ、必要な協力を行うことを約束した。

²⁴ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「優先権統計」に基づき作成（2018）

<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7812&CtUnit=3853&BaseDSD=7&mp=1>（2018年12月31日最終アクセス）

²⁵ 原文の中国語は「協處機制」であるが、本報告書では訳語として、公益財団法人日本台湾交流協会の報告書で使用されている「協力処理メカニズム」を用いた。

そもそも、台湾と中国大陸の知的財産制度は別個のものであり、各々が独自の裁量権を有している。そのため、台湾の出願人が中国大陸での手続きにおいて何らかの問題に直面した場合、TIPOに協力を求めることはできないのが原則である。

しかし、「協力処理メカニズム」の導入により、台湾の出願人が中国大陸における手続きの中で直面した問題を、双方の行政当局間の話し合いによって解決する道が開かれた。

現行の運用によれば、台湾の出願人又は権利者が、中国大陸の行政当局に対して知的財産権（商標、専利又は著作権）の取得又は行使に関する手続きを行うにあたり、不合理な取扱いや違法な取扱いを受けた場合には、TIPOに協力処理の要請を行い、TIPOを通じて中国大陸側に意見を申し入れることが可能とされている。

また、反対に、中国大陸の出願人又は権利者が、台湾の行政当局（TIPO）に対して知的財産権の取得又は行使に関する手続きを行うにあたり、不合理な取扱いや違法な取扱いを受けた場合には、中国大陸の行政窓口で協力処理の申請を行い、当該行政窓口を通じて台湾側に意見を申し入れることが可能とされている。

なお、本制度の詳細についてはⅢ章で説明する。

（3）两岸協力に関するその他の取組み

（i）著作権の認証業務

従来、台湾の音楽・映像作品等を中国大陸で販売するためには、香港の機関を通じて著作権の認証を受ける必要があり、その手続には長い時間を要した。そのため、中国大陸で販売を開始する前に、違法なコピー製品が出回りやすいという問題もあった。

しかし、2010年11月17日より、台湾地区にある機関（社団法人台湾著作権認証機構、略称「TACP」）が中国大陸での音楽・映像作品等の販売に必要な著作権認証業務を開始したことにより、台湾の著作権ビジネスが、以前よりも容易に中国市場に進出できるようになった。

統計資料によれば、TACPでは業務開始から2018年10月30日までに、録音製品1111件、映像製品47件の認証業務を行っている²⁶。

²⁶ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「著作権認証統計」（2018）
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7812&CtUnit=3853&BaseDSD=7&mp=1>（2018年12月30日最終アクセス）

(ii) 台湾人に対する中国専利代理人（弁理士）資格の開放

2011年より、台湾地区の住民も中国大陸の弁理士資格である「中国専利代理人」の資格試験を受験することができるようになった。中国専利代理人試験に合格した者は、中国大陸で研修を受けると、中国大陸の特許代理機構で業務を行うことができるようになる。

台湾の人々への受験資格の開放に際して、中国側は「两岸企業に優良なサービスを提供できるよう、台湾の専門人材による中国での業務展開を歓迎し奨励する」と述べた²⁷。

現地の専門家からは、台湾の専利師（弁理士）試験の合格率がきわめて低いため、比較的合格しやすい中国専利代理人試験を受験する者が増えているとの指摘もある²⁸。

但し、実際に中国専利代理人の資格を保有している専門家によれば、台湾の専利師資格をすでに保有している者が中国専利代理人の資格を取得した場合、台湾と中国大陸の両方の事務所で業務を行うことはできず、中国大陸で業務を行うためには、台湾の専利師資格を一時的に抹消しなければならない²⁹。

(iii) 两岸間の知的財産権に関する「論壇（フォーラム）」の開催

台湾と中国大陸は、2008年以降、双方が共同で主催する「两岸専利論壇」、「两岸商標論壇」及び「两岸著作権論壇」を、それぞれ年1回のペースで開催してきた。これらの「論壇（フォーラム）」には、台湾と中国大陸の政府高官、裁判官、実務家、関連団体の関係者ら数十名が参加し、専利、商標、著作権に関する様々な講演や意見交換を行っており、两岸の知的財産権に関する総合的な交流の場となっている³⁰。

2018年の「两岸専利論壇」は、2018年12月11日と12日に台湾大学（台湾・台北市）で開催され³¹、主なテーマとして「人工知能（AI）に関する知財保護の在り方」、「先端技術に対する審査実務」、「弁理士業界の現状と発展」、「国際特許訴訟戦略」が取り上げられた³²。

²⁷ 公益財団法人交流協会『台湾における先使用权と公証制度 中国出願との差異を事例としての台湾出願のポイント』（2014）176頁

²⁸ 筆者が現地の専門家に対して行ったインタビューの結果に基づく。また、2010年から2014年までの台湾の専利師試験の合格率（対出願人比率）が1.8%～7.0%であるのに対し、中国専利代理人試験の合格率（対出願人比率）は10.8～17.7%という報告がある。（2018年12月25日最終アクセス）

http://www.naipo.com/Portals/1/web_tw/Knowledge_Center/Industry_Economy/publish-321.htm

²⁹ 筆者が現地の専門家に対して行ったインタビューの結果に基づく。

³⁰ 公益財団法人交流協会「台湾知的財産権ニュース（No. 200）」（2014）

<http://chizai.tw/magazine.php?no=108&mode=enter2&PHPSESSID=e7768fce0e3bcc0e76a3218fba2b3b31>

（2018年12月25日最終アクセス）

³¹ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「2018年两岸専利論壇在台圓滿落幕工業總會」

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=689438&ctNode=7127&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

³² 『2018两岸専利論壇 上冊』1-3頁（工業總會, 2018）

これまでの「論壇（フォーラム）」の開催記録とそこで取り上げられたテーマについては、智慧財産局のウェブサイトで公開されている³³。

（iv） 植物品種権（育成者権）の保護対象の拡大³⁴

台湾は、産業競争力のある農作物を保護するため、中国大陸において植物品種権（育成者権）による保護の対象となる植物品種の拡大に努めてきた。2018年10月までに、台湾から中国大陸に対し、合計79種類の品種を保護対象に含めるよう要請を行った。その内訳は、胡蝶蘭72種、柑橘類2種、紅豆杉、マンゴー、ナシ、バナナ、ナツメ各1種であった。

このうち、少なくとも21種の胡蝶蘭については、中国大陸でも植物品種権による保護を受けられるようになった。

なお、植物品種権も、IPR2条に基づく兩岸間の優先権、及びIPR7条に基づく「協力処理メカニズム」の対象とされている。このうち、優先権については現在までに3件の利用実績があるが（表2を参照）、「協力処理メカニズム」に基づいて兩岸間で植物品種権に関する協力処理が行われた事例は見当たらない³⁵。

（v） 行政当局同士の交流活動³⁶

IPRの調印後、台湾と中国大陸の行政当局にはそれぞれ「専利」「商標」「著作権」及び「植物品種」に関するワーキンググループが設置された。これらのグループは、双方の連絡窓口や「協力処理メカニズム」の通報窓口として機能している。

また、兩岸の行政当局間では、出願明細書、図面、英文要約書、公報等の出願に関する資料、法律、技術（漢方薬等）に関するデータベース等の共有が進められているほか、審査官の交流活動も行われており、双方の業務に関する相互理解の促進に役立っている。

³³ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸専利、商標及著作論壇」（2018）
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7678&CtUnit=3760&BaseDSD=7&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

³⁴ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「執行成效（執行状況）」（2018）
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=641185&CtNode=7809&mp=1>（2018年12月31日最終アクセス）

³⁵ 行政部農業委員会ウェブサイト「兩岸農業相關協議成效」（2013）には、2013年の時点で植物品種権に関する「協力処理メカニズム」の枠組みが整備済みであると報告されているが、その後の利用実績に関する報告はない。
<https://www.coa.gov.tw/ws.php?id=2448302&print=Y>（2018年12月31日最終アクセス）

³⁶ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「執行成效（執行状況）」（2018）
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=641185&CtNode=7809&mp=1>（2018年12月31日最終アクセス）

Ⅲ. 「協力処理メカニズム」

1. 制度の実態

「協力処理メカニズム」（協処機制）は、台湾と中国大陸の行政当局が話し合いによって個別案件に関する問題を解決するために設けられた制度である。台湾と中国大陸の知的財産制度は別個のものであり、完全に独立して運用されているが、「協力処理メカニズム」の下では、双方の行政当局が協力して案件処理を行う点に特徴がある。

現行の運用によれば、台湾地区の出願人又は権利者が、中国大陸の行政当局に対して知的財産権（商標・専利又は著作権）の取得又は行使に関する手続きを行うにあたり、不合理な取扱いや違法な取扱いを受けた場合には、取扱いの改善を求めて TIPO に協力処理の申請を行うことができる。

以下、台湾における「協力処理メカニズム」の運用と活用状況について詳細に説明する。

（1）申請人となりうる者

TIPO では、「協力処理メカニズム」の下で商標に関する協力処理を申請する際の手続を定めた「兩岸商標協處作業處理程序」³⁷（以下、「商標協力処理ガイドライン」という）を公表している。「商標協力処理ガイドライン」によれば、「協力処理メカニズム」の申請人となりうる者は以下のとおりである。

「IPR の目的は、兩岸の市民の権利を保障することにあるから、本ガイドラインは、台湾の政府機関、法人、団体、個人及び中国大陸地区にある台湾資本企業に適用される。台湾資本企業とは、台湾地区の法人、団体又は個人が大陸に投資又は再投資をして経営している事業を指し、IPR の精神に照らして案件ごとに判断される。」

上記規定は商標に関するものであるが、著作権と専利についても「IPR の精神」に照らし同様に考えることができる。

したがって、TIPO に「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請できる者は、台湾の法人、台湾の住民、及び中国大陸地区にある「台湾資本企業」に限られるといえる。

³⁷ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸商標協處作業處理程序」

<https://www.tipos.gov.tw/ct.asp?xItem=544575&ctNode=6789&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

(2) 申請の要件

(i) 商標

前記「商標協力処理ガイドライン」³⁸に従い、商標の事案についてTIPOに「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請するための要件を整理すると以下のとおりである。

①中国大陸で商標権を取得又は行使しようとする過程において、中国大陸の法規に従って適切な行政上の手続を行ったところ、

②不合理又は不公平な取扱いを受けたか、又は、中国大陸の法令・審査基準に反する処理があった場合であって、かつ、

③その案件がまだ中国大陸の行政当局に係属中であること。

上記①について、前記「商標協力処理ガイドライン」(第2頁)には、「『協力処理メカニズム』は两岸双方の行政当局が協力して処理を行う制度であるから、申請人はまず、中国大陸の法律に従って必要な行政手続を行い、その中で権利を主張する必要がある。協力処理の申請をすることができるのはその後である。」と説明されている。

したがって、例えば自社の商標が先取り出願されたからといって、すぐに「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請できるわけではなく、無効審判や異議申立て等、できる限りの救済手段を講じていることが必要となる。

上記①に該当する行政上の手続の例としては、例えば、商標出願が拒絶査定を受けた場合の不服審判手続や、他人の商標に対して異議・無効を求める手続が考えられる。

また、中国大陸で商標権侵害が発生した場合、商標権者は国家市場監督管理局(旧・国家工商行政管理总局)の地方局に救済(取締り)を求めることができるが³⁹、これらの取締り手続も「協力処理メカニズム」における協力処理の対象となる⁴⁰。

³⁸ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸商標協處作業處理程序」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=544575&ctNode=6789&mp=1> (2018年12月25日最終アクセス)

³⁹ 中国の国家工商行政管理总局は2018年4月より国家市場監督管理総局となった。なお、日本貿易振興機構『中国におけるインターネット上の知的財産権保護に関する調査』10頁(2016)も参照。

⁴⁰ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸商標協處作業處理程序」(原「兩岸商標協處作業要點」修正)
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=544575&ctNode=6789&mp=1> (2019年1月10日最終アクセス)

(ii) 著作権

TIPO では、著作権の事案に関する「協力処理メカニズム」の活用方法を説明した「兩岸著作権協處制度説明」⁴¹（以下「著作権協力処理制度の説明」という）を公表している。

これに従い、著作権の事案について「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の申請を行うための要件を整理すると以下のとおりである。

- ①台湾の法人又は個人の著作権が中国大陸で侵害され（インターネット侵害を含む）、
- ②中国大陸の法令に従い、中国大陸の行政当局に行政上の救済を申し立てたところ、
- ③不合理又は不公平な取扱いを受けたか、又は中国大陸の法令等に違反する処理があった場合。

中国大陸では、著作権侵害に対して行政当局（国家版權局）が取締りを行っており、書面やオンラインにより救済を申し立てることができる⁴²。

上記の申請要件によれば、台湾の著作権者が、中国大陸での侵害行為について行政当局に救済を求めたが、その取締り手続に問題があり、望むような解決が得られない場合には「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請することができる。

また、前記「著作権協力処理制度の説明」によれば、インターネットによる著作権侵害においては、中国大陸で侵害が発生した場合だけでなく、サーバが中国大陸に置かれている場合にも、中国大陸の行政当局が管轄権を有する。

(iii) 専利（特許・実用新案・意匠）

TIPO では、専利の事案に関する申請要件を公表していない。その理由を TIPO の担当部署に尋ねたところ、「専利に関する事案は技術的な論点を含んでおり、案件ごとに対応方針が異なるため、マニュアル化・定型化することが難しい。また、商標や著作権に関する事案の申請件数と比較して、専利の事案に関する申請件数は非常に少ない。そのため、現段階ではガイドライン等を作成していない。」との回答であった⁴³。

⁴¹ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸著作権協處制度説明」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=490714&ctNode=6789&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

⁴² 中国国家版權局ウェブサイト「侵权盜版举报」
<http://www.sapprft.gov.cn/sapprft/channels/6979.shtml>（2019年1月10日最終アクセス）
このほか、各地方の「知識產權維權援助中心（知的財産権支援センター）」や「中国掃黃打非網（違法出版物撲滅サイト）」等にも通報が可能である。

⁴³ 筆者が智慧財産局の担当部署にインタビューした結果に基づく。

もつとも、IPR7条の趣旨に鑑みれば、専利の事案についても、商標や著作権の事案と同様、行政当局間の話し合いによって解決できる問題であることが「協力メカニズム」の申請要件であると考えられる。

したがって、専利についても、商標と同様、中国大陸の行政当局に対する権利取得（出願・異議・無効審判等）又は権利行使に関する手続き（権利侵害に対する行政当局への救済の申立て）において不合理又は不公平な取扱いを受けたか、又は中国大陸の法令・審査基準等に違反する処理があった場合には、協力処理の申請が可能と考えられる。

（3）申請後の流れ⁴⁴

「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の申請は、書面又は電子メールにより TIPO の担当窓口に対して行う。提出書類は特に定められておらず、個別の案件に応じて、申請人が必要と考える資料を提出する。なお、申請は出願人又は権利者本人が行ってもよいし、代理人を通じて行ってもよい。

申請が行われると、TIPO では、事案の詳細と問題点を把握した上で、中国大陸の行政当局に協力処理の要請（以下、TIPO の用語に倣い「通報」と表記する。）を行う必要があるかどうかを判断する。

TIPO では、この「通報」の要否の判断を、原則として申請のあった当日中に行っている。

TIPO が中国大陸の行政当局への「通報」が必要と判断した場合には、早ければ翌日に「通報」を行う。その後、中国大陸側からの応答があればその内容を申請人に伝える。

また、「通報」を不要と判断した場合は、申請人に対し、必要に応じて法的なアドバイスを行う。例えば、商標の無効審判において補強すべき証拠や、効果的な反論の方法等、専門的な見地から、申請人が有利になるようにアドバイスを行っている。

なお、「通報」の要否に関する TIPO の判断は行政処分ではないため、「通報」が不要と判断された場合にも、申請人が不服を申し立てることはできない⁴⁵。

また、「協力処理メカニズム」に関する手続資料はすべて非公開であり、秘密情報として管理されている。

⁴⁴ 筆者が智慧財産局の担当部署にインタビューした結果に基づく。

⁴⁵ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸商標協處作業處理程序」

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=544575&ctNode=6789&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

これまでに説明した「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の申請から手続の終了までの流れを図3に示す。

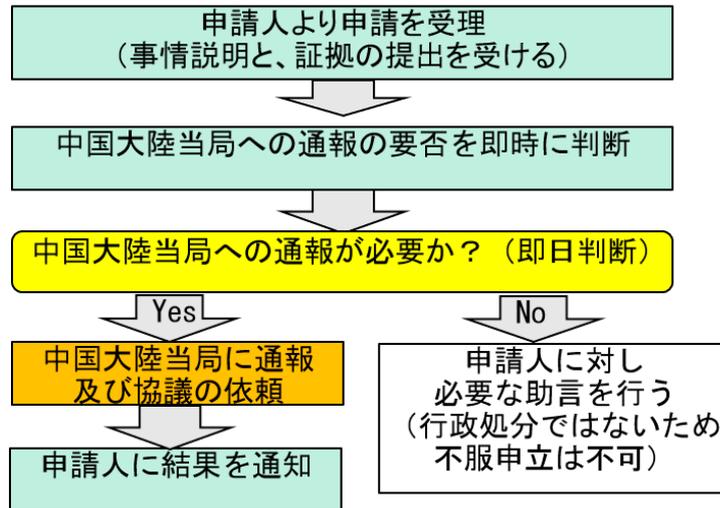


図3：TIPOにおける手続きの流れ

2. 実務運用

(1) 統計資料に基づく分析

(i) 申請される案件の種類

本項では、統計資料に基づき、「協力処理メカニズム」の利用状況について分析する。まず、制度開始から2018年11月までの申請件数を表3に、終結状況を表4に示す。

年	台湾から中国への通報希望				中国から台湾への通報希望	
	商標	著作権	専利	小計	商標	著作権
2010	42	0	0	42	0	0
2011	100	2	0	102	0	0
2012	120	15	8	143	7	0
2013	245	4	3	252	10	0
2014	62	6	2	70	0	0
2015	44	1	4	49	0	0
2016	72	2	2	76	3	1
2017	47	2	2	51	5	0
2018(1~11月)	8	2	2	12	2	0
合計	740	34	23	797	27	1

表3：「協力処理メカニズム」申請件数⁴⁶

状況	台湾から中国への通報希望				中国から台湾への通報希望	
	商標	著作権	専利	小計	商標	著作権
当局に通報後、現在も継続中の案件	11	2	0	13	2	0
当局に通報後、処理が終了した案件	586	28	9	623	22	1
通報は行わず、申請人に助言のみ行った案件	143	4	14	161	3	0
合計(2010~2018年11月)	740	34	23	797	27	1

表4：「協力処理メカニズム」終結状況⁴⁷

⁴⁶ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「協處統計」に基づき作成した。
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7811&CtUnit=3852&BaseDSD=7&mp=1> (2018年12月31日最終アクセス)

⁴⁷ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「協處統計」に基づき作成した。
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7811&CtUnit=3852&BaseDSD=7&mp=1> (2018年12月25日最終アクセス)

表3及び表4において、「台湾から中国への通報希望」とは、台湾の出願人又は権利者（以下、総称して「ユーザ」という）が、中国大陸における行政手続の改善を求めて、TIPOに協力処理を申請した事案を意味する。

また、「中国から台湾への通報希望」とは、中国大陸のユーザが、台湾における行政手続の改善を求めて、中国大陸当局に協力処理を申請した事案を意味する。

まず、表3において、申請が行われた事案の種類に着目すると、2018年11月までに台湾又は中国大陸に「協力処理メカニズム」の申請があった825件のうち、商標が767件、著作権が35件、専利が23件であり、商標に関する申請が突出して多い。

次に、申請が行われた地域に着目すると、「台湾から中国への通報希望」（台湾のユーザによる申請）の数の合計が797件であるのに対し、「中国から台湾への通報希望」（中国大陸のユーザによる申請）の数はわずか28件にとどまっており、台湾のユーザによる利用が全体の95%以上を占めている。

以上を総合すると、これまでに「協力処理メカニズム」に基づく申請が行われた825件のうち、約90%に当たる740件は、「台湾のユーザが、中国大陸における商標に関する行政手続の改善を求めて申請した事案」であったことになる。

それでは、なぜ「協力処理メカニズム」の利用状況にこのような偏りが生じているのだろうか。

まず、商標に関する申請が多い理由としては次のことが考えられる⁴⁸。

①商標に関する問題は、専利（特許・意匠・実用新案）と異なり、技術的な論点に関する検討を必要としないため、双方の行政当局間の話し合いによる解決になじみやすい。

②近年、第三者による商標の先取り出願の問題が社会的な関心事となっており、特に、著名な商標が先取り出願されたケースについて多くの申請が行われる傾向にある。

③两岸地区における商標出願の件数は増加を続けており、それに比例する形で商標権の取得や行使に関する問題も増加している。

次に、台湾側からの申請が多い理由としては、次のことが考えられる⁴⁹。

①近年、台湾企業が製造した「MIT」（Made in Taiwan）製品の著名性や信頼性が向上し、世界的にも人気が高まっているため、台湾企業の商標等が、中国大陸における先取り出願のターゲットになりやすい傾向にあった。

⁴⁸ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

⁴⁹ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

②台湾と中国大陸では審査基準が異なっており、同じ出願について台湾では登録を受けられても、中国大陸では登録を受けることが困難な場合がある⁵⁰。

③台湾のユーザが中国大陸に商標や専利を出願する件数は、中国大陸のユーザが台湾に商標や専利を出願する件数の約5～10倍に相当する⁵¹（後掲図5～6を参照）。

以上をまとめると、台湾のユーザは、中国大陸で先取り出願された商標に対する異議・無効等の手続きや、商標権の取得手続き（拒絶査定に対する不服審判等）の過程で困難に直面した場合に、「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の制度を積極的に活用してきたものと考えられる。

（ii）申請件数の推移

表3によれば、「協力処理メカニズム」に基づく申請件数は2013年の245件をピークに減少傾向にあり、近年では年間50件程度で推移している。

その理由について、専門家からは、「制度が創設された当初は、商標の先取り出願の問題を中心に多数の申請があったが、主だった事案はすでに解決済みであり、最近では、悪質な先取り出願の事例は減っている。」という指摘や、「最近では、中国大陸で問題が生じた場合、中国大陸の現地代理人に対応を依頼すれば迅速に解決できることが多いので、あえて『協力処理メカニズム』を利用する必要性は減っているのではないか。」という指摘がある⁵²。

（iii）通報の状況

表4によれば、TIPOに申請された案件（797件）のうち約78%（636件）について、中国大陸側への「通報」が実施されている。また、中国大陸側に申請された案件（28件）のうち89%（25件）について、台湾（TIPO）側への「通報」が実施されている。

これらの状況から、兩岸の行政当局は、本制度の下で積極的に「通報」を行い、双方の意見交換を行っていることがうかがえる。

⁵⁰ 現地の専門家らによれば、特に商標の審査基準には兩岸間の相違点が多くあり、台湾で登録を受けられた商標であっても、中国大陸では公序良俗等の問題により登録を受けられないケースが散見されるという。

⁵¹ 2012年から2017年までの台湾の出願人による中国大陸への商標出願総数は、中国大陸の出願人による台湾への商標出願総数の約4.7倍であり、同時期の台湾の出願人による中国大陸への専利出願総数は中国大陸の出願人による台湾への専利出願総数の約9.7倍であった。

⁵² 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

(2) 活用事例

(i) 商標

「協力処理メカニズム」の申請に関する資料は原則として非公開であるが、TIPO では、これまでのいくつかの成功事例を公表している⁵³。

それによれば、台湾で高い著名性を有する商標が、中国大陸で第三者により先取り出願され、商標登録されていた複数の事例において、「協力処理メカニズム」を利用した当局間の話合いにより、登録の取消に成功している。

代表的な事例として、台湾で2003年から放送されている「女人我最大」という人気テレビ番組の名前や、台湾で著名な造船業者「台湾造船公司(China Ship Building Cooperation)」の略称である「CSBC」の事例が挙げられる。この二つの事例では、無関係の第三者によって中国大陸で先取り出願が行われており、台湾の登録商標の商品・役務と全く同じ商品・役務について、すでに商標登録がなされていた。

当初、台湾の商標権者らは中国大陸の行政当局に対し、先に登録された商標は悪意に基づく先取り出願であるとして異議を申し立てたが認められなかった。なお、中国大陸で先取り出願に対する異議が認められるためには、中国大陸における商標の使用事実が必要とされるが、中国大陸は地理的に広大であるため、台湾における著名性を証明するだけでは足りない⁵⁴とされる。

そこで、台湾の権利者は、TIPOに「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の申請を行った。TIPOでは、悪意に基づく先取り出願であることを再度強調した上で、中国大陸側と交渉を行い、最終的に異議の再審において取消に成功したという⁵⁵。

また、台湾の女性服飾品メーカー「曼黛瑪璉」(モード・マリー)のロゴ商標(図4)が中国大陸で先取り出願された問題も、「協力処理メカニズム」を利用して解決が得られた好例である。TIPOは、台湾で使用されている「モード・マリー」のロゴマークが、中国大陸で著作権登録を受けていたことを根拠として、本商標について第三者が商標登録を受けることは著作権を侵害する行為であると主張し、商標登録を阻止することに成功した⁵⁶。

⁵³ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「執行成效(執行狀況)」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=641185&CtNode=7809&mp=1> (2018年12月30日最終アクセス)

⁵⁴ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「在大陸地區維護商標權益注意事項」(2014)
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=537040&CtNode=7053&mp=1> (2018年12月31日最終アクセス)

⁵⁵ 公益財団法人交流協会「台湾における知的財産活用の状況について」(2016)32~33頁

⁵⁶ 台湾国際専利法律事務所「在中國被搶註『女人我最大』等三商標協處成功」(中国で先取りされた3つの商標に関する協力処理に成功) (2015年)

https://www.tiplo.com.tw/tw/tn_in.aspx?mnuid=1221&nid=45595 (2018年12月25日最終アクセス)

なお、中国大陸では、著作権登録は著作権発生の要件ではないが、著作権登録を行っておくことにより、著作権者が権利行使を行う際の証拠として利用することができる⁵⁷。



図4：「曼黛瑪璉」商標

(ii) 著作権

現時点において、著作権の事案に関する具体的な成功事例を公表している資料は発見できなかった。但し、先に紹介した「著作権協力処理制度の説明」⁵⁸によれば、「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の申請要件は、台湾の著作権者の著作物が中国大陸で著作権侵害を受け、行政当局に救済を求めたがその取締り手続に問題があった場合、と定められている。したがって、実際もこのような事案で活用されているとみられる。

(iii) 専利権（特許、実用新案、意匠）

現時点において、専利の事案に関する具体的な成功事例を紹介している資料は発見できなかった。

但し、TIPOの担当部署によれば、中国大陸における専利出願の審査が非常に遅延していた事案について、出願人より「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の申請があり、遅延を解消するためにTIPOより中国大陸側に改善を求める「通報」を行ったケースがあったという⁵⁹。

このように、権利取得に関する手続について利用できるほか、商標と同様、権利侵害に対する行政上の取締手続についても利用できるものと考えられる。

⁵⁷ 北京林達劉知識産権代理事務所「中国における作品登記（著作権登録）の活用方法」（2014）
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/license/5873/>（2018年12月25日最終アクセス）

⁵⁸ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸著作権協處制度説明」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=490714&ctNode=6789&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

⁵⁹ 筆者が智慧財産局の担当部署にインタビューした結果に基づく。

(3) 実務上の留意点

「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請する場合の留意点を以下にまとめる。

(i) 知的財産権の種類について

IPR7 条には、「海賊版、模倣品の撲滅」「著名商標、地理的表示、産地名称の保護及び悪意に基づく先取り商標出願の防止」「農作物産地虚偽表示の取締り」及び「その他の知的財産権に関する事項」が列挙されている。

しかし、現在の運用によれば、TIPO に「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の対象となるのは、商標、専利、著作権に関する事案に限られているため、営業秘密や不正競争の問題については、「協力処理メカニズム」を利用することができない。

(ii) 申請の対象となる事案について

「協力処理メカニズム」は、行政当局間の話し合いによる解決を目的とした制度であるため、行政手続に関する問題のみが対象とされている。したがって、司法上の手続（裁判等）に関する問題については、協力処理の申請をすることはできない。

(iii) 「通報」の効果について

TIPO が中国大陸の行政当局に対して「通報」を行っても、その「通報」には法的拘束力はない。「協力処理メカニズム」に基づく「通報」は、あくまで意見の申し入れにすぎず、最終的にどのように判断するかは中国大陸側の行政当局の裁量に委ねられている。

そのため、著名な商標が先取り出願された場合のように、社会的な注目度が高い事案や、類似事例の蓄積がある事案については、「通報」によって状況が改善される可能性が高い。

しかし、一般的な問題（拒絶理由の妥当性等）については、「通報」によって改善が期待できるか不明であり、そもそも「通報」が不要と判断される可能性もある。

(iv) 非公開性について

「協力処理メカニズム」に基づく申請内容やその結果は、すべて秘密情報として取り扱われており、外部には公開されていない。

申請者にとっては、他社に知られることなく安心して申請できるという利点がある一方で、これから申請を検討する者にとっては、過去の類似案件に関する情報を得る方法がないという問題もある。

そのため、申請を行おうとする場合は、事前に TIPO の担当窓口にご相談し、申請によるメリットとデメリットについて十分に理解した上で申請に臨むことが望ましい。

3. 日本企業が利用できる可能性

(1) TIPOの見解

TIPO では、IPR の趣旨に鑑み、「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請することができる者は、台湾の法人又は個人に限られるという見解を採っている⁶⁰。

そのため、申請人の資格は、発明者の国籍から判断されるのではなく、「問題となっている出願又は権利が台湾人又は台湾法人のものであるか」という点から判断される。

但し、台湾の法人であれば、外国企業と台湾企業の合弁会社や、外国企業の子会社であっても申請人となることができる⁶¹。そこで、本項では、日本企業が「協力処理メカニズム」を利用できる具体的なケースについて検討する。

(2) 想定されるケース

(i) 日本企業が台湾企業と権利を共有しているか、共同で出願している場合

まず、日本企業が中国大陸において、商標権や専利権を台湾企業と共有している場合や、台湾企業と共同で出願を行う場合が考えられる。このような場合、日本企業が「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の申請人となることはできないが、台湾企業に申請人となってもらうことにより、申請を行うことが可能な場合がある。

【ケース1】 日本企業が台湾企業と共同で中国大陸に特許出願を行ったところ拒絶査定を受け、不服審判手続において正当な反論を行ったが拒絶の理由が解消されない場合。

⇒ 台湾企業が申請人となって「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請できる可能性がある。

⁶⁰ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸商標協處作業處理程序」
<https://www.tipov.gov.tw/ct.asp?xItem=544575&ctNode=6789&mp=1> (2018年12月25日最終アクセス)

⁶¹ 筆者がTIPOの担当部署にインタビューした結果に基づく。また、公益財団法人交流協会『知的財産分野における兩岸協力の現状とその活用について』225～226頁(2016)も参照。

【ケース2】 中国大陸で日本企業と台湾企業が共有する商標権を侵害された場合。

⇒ 台湾企業が中国大陸の行政当局に救済（取締り）を申し立てた場合には、取締手続きの中で発生した問題について、台湾企業が申請人となって「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請できる可能性がある。

（ii）出願人又は権利者が日本企業と関連のある台湾企業である場合

中国大陸において手続きを行う者が、①日本企業が台湾に設立した現地子会社、②日本企業と台湾企業が共同出資して台湾に設立した台湾法人、③日本企業と提携関係にある台湾法人等である場合には、これらの台湾企業が申請人となることにより、「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の申請をすることが可能な場合がある。

【ケース3】 日本企業の商標が中国大陸で第三者に先取り出願（冒認）された場合。

⇒ 台湾企業（日本企業の子会社、関連会社等）が異議や無効審判の申立てを行った場合には⁶²、その手続きの中で発生した問題について、台湾企業が申請人となって「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請できる可能性がある。

【ケース4】 日本企業の商標権や特許権、著作権が中国大陸で侵害を受けた場合。

⇒ 台湾企業（日本企業の子会社、関連会社等）が行政当局への救済（取締り）を申し立てた場合には、その手続きの中で生じた問題について、台湾企業が申立人となって「協力処理メカニズム」に基づく協力処理を申請できる可能性がある。

なお、筆者が調査した範囲では、日本企業が保有する権利について実際に「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の申請が行われた事例は確認できなかった。

但し、専門家によれば、過去に、日本企業が台湾の現地子会社を通じて「協力処理メカニズム」に基づく協力処理の申請を検討した事例があったという⁶³。

⁶² 但し、請求事由によっては申立人が「利害関係人」であることを要求される場合もある。

⁶³ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。但し、実際に申請を行ったかどうかまでは確認できなかった。

IV. 兩岸協力が台湾に与えた影響と今後

1. 兩岸協力が台湾に与えた影響⁶⁴

(1) 実務家（弁護士、弁理士）の意見

筆者が現地で行ったインタビュー調査の結果によれば、台湾の知財実務家（弁護士、弁理士）らは、知的財産に関する兩岸協力が台湾に与えた影響について以下のような見解を有している。

まず、「ECFA 及び IPR の調印により、兩岸間の人的交流・技術交流が活発化されるようになり、台湾企業が中国大陸で事業を展開することが以前に比べて容易になった。」という意見があった。

次に、兩岸間の優先権の相互承認については、「台湾と中国大陸間で優先権主張が認められたことにより、台湾で先端技術を扱う企業にとっては、第三者に冒認出願されるおそれがなく、安心して中国大陸に出願できるようになった。そのため、台湾企業の知的財産制度はより完全に近いものになった。」という意見や、「優先権制度の導入により、台湾と中国大陸のどちらに先に出願するかを自由に決めることができ、柔軟な出願戦略がとれるようになった。」という意見があり、高い評価を受けていることがわかった。

また、多くの実務家が、「ECFA 及び IPR の調印後、台湾のクライアントによる中国大陸での出願や権利行使に関する相談が増えたと感じている。」と述べていたが、一方では、「近年は台湾のクライアントだけでなく、日本や欧米のクライアントによる中国大陸での出願や権利行使に関する相談も増えている。」という指摘もあった。

(2) 学術研究者の意見

筆者が現地で行ったインタビュー調査の結果によれば、台湾の知的財産法の研究者らは、知的財産に関する兩岸協力が台湾に与えた影響について以下のような見解を有している。

まず、優先権の相互承認について「兩岸間の優先権の導入は、従来の WTO の枠組みだけでは実現することができなかった。そのため、IPR の調印により兩岸間に優先権が認められたことには大きな意義がある。」という意見があった。

また、兩岸協力の成果について、「台湾ブランドは信頼性が高く、漢字を使用することから、中国大陸での先取り出願の問題があったが、近年では兩岸協力の成果もあり、台湾の商標が中国大陸で先取り出願されるケースは以前より減ってきている。」という意見や、

⁶⁴ 本項で紹介した現地の実務家及び学術研究者の見解は、筆者が実施したインタビューの結果を引用したものである。

「著作権認証業務の拡充により、台湾の著作物を中国大陸で販売することが容易になった点は評価できるが、依然として違法コピー製品（海賊版）の問題は残っている。」という意見があった。

2. 「協力処理メカニズム」に対する評価⁶⁵

(1) 実務家（弁護士、弁理士）の意見

筆者が現地で行ったインタビュー調査の結果によれば、台湾の知財実務家（弁護士、弁理士）らは、「協力処理メカニズム」を以下のように評価している。

まず、肯定的な評価として「『協力処理メカニズム』は、台湾企業が不合理な状況に直面した場合の救済に役立っている。例えば、台湾企業の商標が中国大陸で先取り出願された場合や、中国大陸の商標審査基準の下では登録が難しいと判断された場合に活用できる余地がある。」という意見があった。

その一方で、「『協力処理メカニズム』は、著名な商標の先取り事案のように、社会的な注目度が大きい事案を解決するために利用されてきた印象がある。そのため、それ以外の一般的な事案の処理にはあまり適していないように思われる。」という指摘もあった。

また、「制度が創設された当初は、商標の先取り出願の問題を中心に多数の申請があったが、主だった事案はすでに解決済みであり、最近では、悪質な先取り出願の事例は減っている。」という指摘や、「最近では、中国大陸で問題が生じた場合、中国大陸の現地代理人に対応を依頼すれば迅速に解決できることが多いので、あえて『協力処理メカニズム』を申請する必要性は減っているのではないか。」という指摘もあった。

(2) 学術研究者の意見

筆者が現地で行ったインタビュー調査の結果によれば、台湾の知的財産法の研究者らは、近年「協力処理メカニズム」の申請件数が減っている理由は、两岸協力の成果だけでなく、複合的な原因によるものであると分析している。

例えば、「中国大陸の行政サービスは年々向上しており、以前と比較すると『協力処理メカニズム』に基づく申請が必要となるケースは減っているのではないか。」という意見や、「台湾の法律事務所の多くは、中国大陸の法律事務所と連携しているので、中国大陸で発生した問題については中国大陸の現地代理人を通じて解決できるケースが多い。」という指摘もあった。後者の意見は、実務家の意見とも共通している。

⁶⁵ 本項で紹介した現地の実務家及び学術研究者の見解は、筆者が実施したインタビューの結果を引用したものである。

3. 两岸協力の今後の方向性⁶⁶

(1) 実務家（弁護士、弁理士）の意見

筆者が現地で行ったインタビュー調査の結果によれば、台湾の実務家（弁護士、弁理士）からは、两岸協力の課題と今後の方向性について、次のような見解を有している。

まず、两岸間に残された課題について、「台湾企業が中国大陸で権利を取得することは難しくないが、権利を行使することは難しい。两岸間の裁判制度が異なっているため、訴訟対応に苦勞する場合もある。」という意見があった。

また、今後の两岸協力の方向性については、「知的財産権は属地主義を基礎としているが、世界各国の知的財産制度は少しずつ調和の方向に向かっている。ユーザにとっては、1つの手続きで各国での権利取得や行使ができるようになることが理想である。」という意見や、「今後は専利、商標、著作権だけでなく、営業秘密の問題等についても两岸協力が進むことが望ましい。行政当局間のデータ共有だけでなく、司法部門のデータ共有も進める必要がある。」という意見があった。

これに対し、「台湾と中国大陸の知的財産制度は別個のものであり、立法趣旨も異なっているため、今後、两岸間の制度調和が急速に進展する可能性は必ずしも高いとは言えないと思う。」という慎重な意見もあった。

(2) 学術研究者の意見

筆者が現地で行ったインタビュー調査の結果によれば、台湾の知的財産法の研究者からは、两岸協力の今後の方向性について、以下のような見解を有している。

まず、两岸間に残された課題として、「中国大陸で権利を持っていても、権利を行使するのが困難な場合がある。」「两岸間で商標の審査基準が異なっているため、台湾の社名や商品名称が、中国大陸では商標として登録を受けられないケースが散見される。」等の指摘もあった。これらは実務家の意見とも共通する。

次に、两岸協力の今後の方向性については、「台湾と中国大陸の間では、現在も双方の意見交換が続いており、互いに法改正等の動向を把握している状況にある。」「研究者として、中国大陸の制度や運用を台湾のユーザに知らせていくことが大切だと考えている。」という意見があった。

⁶⁶ 本項で紹介した現地の実務家及び学術研究者の見解は、筆者が実施したインタビューの結果を引用したものである。

このほか、「近年、兩岸間では営業秘密保護の重要性が増しているが、営業秘密の保護には行政手続が介在しないことから、営業秘密の問題を『協力処理メカニズム』の対象とすることは難しいと思われる。」という指摘もあった。

4. 総括

(1) 兩岸協力が台湾にもたらしたもの

TIPO では、EFCA 及び IPR の調印により、台湾のユーザにとって以下のメリットがもたらされたと考えている⁶⁷。

①優先権の相互承認を開始したことにより、出願戦略に柔軟性がもたらされた。

②台湾の音楽・映像作品を中国大陸で販売するために必要な著作権認証業務を台湾で開始したことにより、中国大陸での著作物の流通が円滑化した。

③『協力処理メカニズム』を通じて双方の行政当局が話し合うことにより、知的財産権に関する問題解決が容易になった。

また、これまでに紹介してきた専門家の見解を総合すると、一連の兩岸協力の取組みによって台湾の知的財産制度がより充実したものとなり、その結果として、台湾のユーザにとっては、中国大陸における権利取得や権利行使に対するインセンティブが向上したといえることができる。

参考までに、近年の台湾の出願人による中国大陸への出願件数、及び中国大陸の出願人による台湾への出願件数をそれぞれ図5及び図6に示す。

⁶⁷ 筆者が智慧財産局の担当部署にインタビューした結果に基づく。

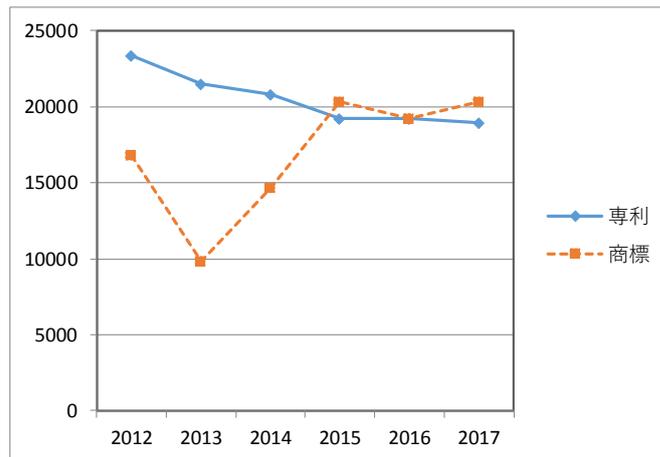


図5：台湾の出願人による中国大陆への出願件数の推移⁶⁸

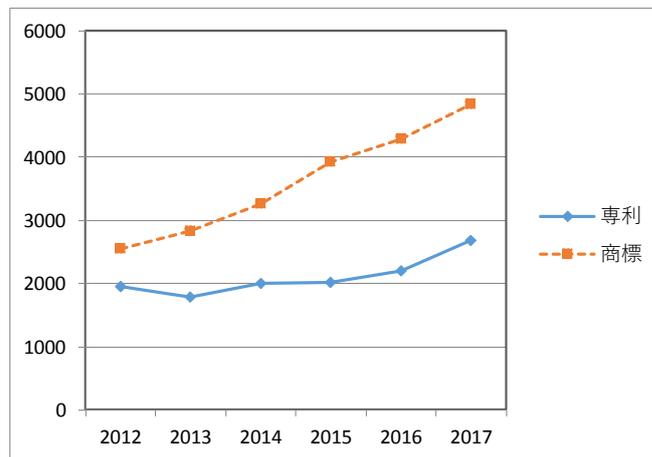


図6：中国大陆の出願人による台湾への出願件数の推移⁶⁹

台湾の出願人による中国大陆への出願件数は、専利はやや減少傾向にあるが、商標は2013年より増加に転じており、2017年は専利18,946件、商標20,308件であった。

中国大陆の出願人による台湾への出願件数は、専利・商標とも増加を続けており、2017年に出願された件数は専利2,674件、商標4,830件であった。

なお、この統計には、中国大陆の台湾資本企業（台湾の法人又は個人が中国大陆で設立した会社）による出願や、台湾の中国資本企業（中国の法人又は個人が台湾で設立した会社）による出願が含まれていない。したがって、台湾の出願人と中国大陆の出願人が実際に行っている出願の数はこれよりも多いと考えられる。

⁶⁸ 中国国家知識産権局 専利統計年報、中国国家工商行政管理総局商標局（現：国家市場監督管理総局）統計に基づき作成した。

⁶⁹ 經濟部智慧財産局の2012～2017年の年報に基づき作成した。

(2) 「協力処理メカニズム」の成果と今後

「協力処理メカニズム」は、個別事案の問題を行政当局間の話し合いによって解決しようとする制度である。そのため、導入当初はユーザからの期待も高く、特に商標の先取り出願の事案について多数の申請があり、申請数は2013年にピークに達した。

しかし、先の「2. 『協力処理メカニズム』に対する評価」でも検討したように、悪質な先取り出願の事案が減少していることや、中国大陸の代理人に対応を依頼するケースが増えたこと等の理由から、最近では申請件数が減少している。

また、この制度が抱える問題点として、中国大陸側への「通報」に法的拘束力がないことや、商標以外の事例の蓄積が少ないこと等が挙げられる。

このように、「協力処理メカニズム」には一定の限界も存在するものの、行政当局間の最終的な話し合いの場としては依然として大きな意味を持っており、今後も継続的な活用とさらなる事例の蓄積が期待される。

(3) 两岸協力の今後の方向性

既にみてきたように、知的財産に関する两岸協力の取組みは、台湾のユーザから肯定的に受け止められており、一定の成果を収めたものと評価できる。

但し、IPRの調印直後の状況と比較すると、ここ数年は新たな制度の導入に向けた積極的な動きは見られず、两岸協力に関する取組みは一段落した印象を受ける。

また、これまでの两岸協力は、台湾と中国大陸の各々の制度や運用を維持した形で行われており、審査結果の相互認証や審査基準の調和の実現には至っていない。さらに、いずれも行政部門に関する協力が中心であるため、行政部門と比較すると司法部門の協力は進んでいない状況にあるといえる⁷⁰。このような状況からみれば、当面は、台湾と中国大陸の制度が現状のまま維持される可能性が高いと考えられる。

もっとも、現在でも論壇（フォーラム）等を通じた两岸間の意見交換は継続しており、互いに法改正動向等を把握し合っている。また、中国大陸に進出する台湾企業が増えていることや、台湾出身の中国専利代理人資格保持者が増えていることから、两岸の知的財産制度は今後も互いに影響し合っていくことが予想される⁷¹。そのような交流活動の中で、互いに調和に向けた動きがみられる可能性もあるだろう。

⁷⁰ 現状の制度の下では、两岸間の司法制度はそれぞれ別個であるため、台湾の裁判所で勝訴判決を得ても、その判決が中国大陸で承認執行されるわけではない（逆も同様である）。

⁷¹ 公益財団法人交流協会『台湾における先使用権と公証制度 中国出願との差異を事例としての台湾出願のポイント』（2014）176頁は、特許及び実用新案の二重出願における権利継続制度や用途発明の審査基準は中国大陸からの影響を受けたものであると指摘する。

V. 日本企業の両岸地区における知的財産活動

1. 日本企業の両岸地区におけるニーズ

(1) 日本企業が両岸地区で抱えるニーズ

日本企業は、台湾及び中国大陸の双方において多数の知的財産権を出願し、活用している。図7に、日本から両岸地区に対する専利及び商標の出願件数推移を示す。この表から分かるように、日本から中国大陸への商標出願件数は近年やや減少傾向にあるものの、中国大陸への専利出願件数、及び台湾への専利・商標出願件数は概ね一定している。

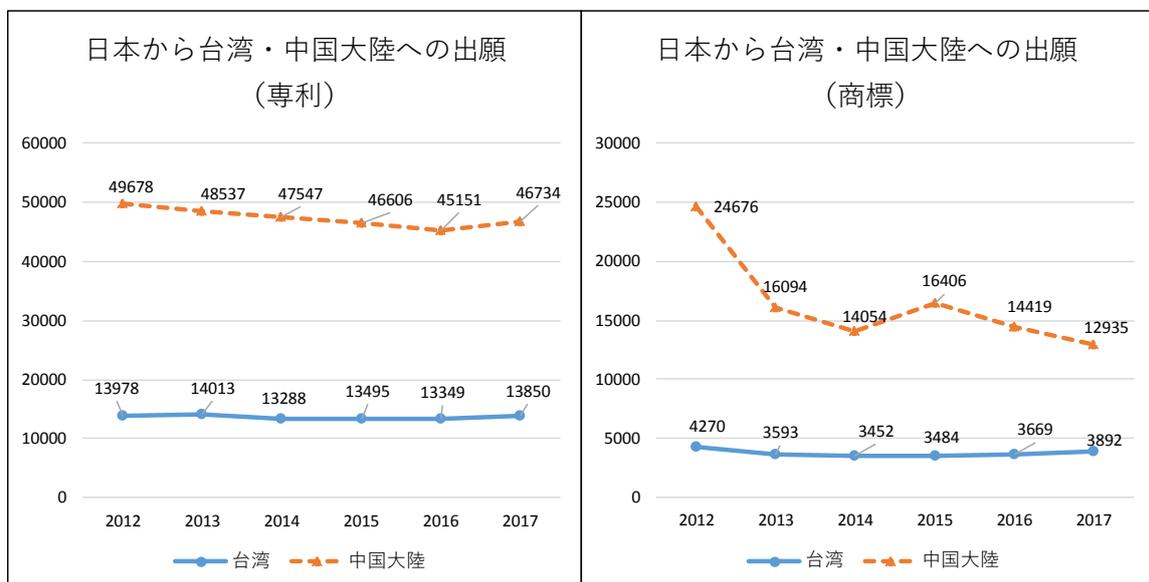


図7：日本から台湾・中国大陸への出願件数の推移⁷²

筆者は2018年11月に、台湾及び中国大陸に事業拠点を有する日本企業の知財業務経験者23名を対象として、両岸地区における知的財産活動に関するアンケート調査を実施した。

回答者の所属企業は、食品、医薬、電気、化学、自動車等の幅広い分野にわたる。

そこで、以下では、本アンケート調査の結果に基づき日本企業のニーズについて分析を試みる⁷³。

⁷² 経済部智慧財産局年報、中華人民共和国国家知識産権局専利統計年報、中国商標戦略年度発展報告に基づき作成。

⁷³ 本アンケート調査の回答数は23名（23社）であり、回答内容には、会社としての意向ではなく回答者自身の見解を回答して頂いたものも含まれている。

(i) 台湾で知的財産権を活用する際の懸念点

台湾において知的財産権を活用する際に不安に感じている点があるかという質問に対して、「ある」と回答した人の割合は約 60%であった。具体的な項目を回答者の多い順に並べると以下のとおりである。

模倣品・ニセモノ製品の問題	約 25%
商標の先取り出願の問題	約 18%
出願手続（審査官との意思疎通、審査基準の明確性等）	約 18%

(ii) 中国大陸で知的財産権を活用するに当たり不安に感じている点

中国大陸において知的財産権を活用する際に不安に感じている点があるかという質問に対しては、すべての回答者（100%）が「ある」と回答した。具体的な項目を回答者の多い順に並べると以下のとおりである。

商標の先取り出願の問題	約 70%
模倣品・ニセモノ製品の問題	約 70%
出願手続（審査官との意思疎通、審査基準の明確性等）	約 30%
訴訟手続（裁判の透明性、わかりやすさ等）	約 30%

本アンケート調査を通じて、日本企業は、台湾よりも中国大陸での知的財産活動について、より多くの不安を感じるという傾向があることがわかった。また、日本企業が台湾と中国大陸で抱えている不安の内容は一致しておらず、台湾では模倣品対策が主な懸念点であるのに対し、中国大陸では、商標の冒認出願、模倣品、出願手続、訴訟手続等、懸念点が多岐にわたる傾向が認められた。その理由としては、中国大陸における出願件数が台湾における出願件数よりも多いことや、中国大陸が地理的に広大であり、地区ごとに実務運用が異なっていることなどが考えられる。

なお、2017年に特許庁が日本企業を対象に実施した調査の結果によれば、日本企業が受けた模倣品被害において、模倣品の製造地及び販売地ともに中国（香港を含み、台湾を含まない）が第1位であり、台湾は第3位であった⁷⁴。このようなデータは、本アンケート調査の結果とも符合するものである。

⁷⁴ 特許庁ウェブサイト「2017年度模倣被害実態調査報告書」

(2) 日本企業が两岸協力に望むこと

本アンケート調査の中で、日本企業の立場から見て两岸協力がどのように進展することが望ましいかを尋ねたところ、約 50%の回答者が「審査結果の相互承認」及び「審査基準の調和」を望むと回答した。また、約 20%の回答者が、「裁判の証拠の共通化」を望むと回答した。確かに、今後、两岸間で審査結果の相互承認や審査基準の共通化が実現すれば、两岸地区における権利の取得や行使が円滑化されるという点で日本企業にとっても大きなメリットとなり得る。

しかしながら、先述したように、今後も两岸間では別個の知的財産制度が維持される可能性が高い。そのため、日本企業としては、两岸の調和に向けた動きを注視しつつ、台湾と中国大陆のそれぞれの制度に対応した戦略を取っていく必要がある。

2. 日本企業の台湾における知的財産活動

(1) 日本企業と台湾企業の提携状況

従前より、日本企業と台湾企業の間では事業提携が盛んに行われてきた。日本から台湾への投資は 1990 年代から増加しており、2017 年には 418 件の投資が行われ、投資額の合計は約 6 億 4000 万米ドル（日本円で約 700 億円）に上った⁷⁵。なお、以前は製造業（電子部品、半導体等）への投資が多かったが、2010 年以降はサービス産業（卸・小売業、飲食業、ホテル業等）の投資が増えているという報告もある⁷⁶。

一般に、台湾は親日度が高く、日本製品が受け入れられやすい環境にあるといわれる。

また、台湾企業は中華圏での販売ネットワークや現地仕様への柔軟な対応能力を備えており、将来的に中国市場やアジア市場への進出を目指す日本企業にとっては重要なパートナーとなり得る。一方、台湾企業から見た日本企業と提携するメリットとしては、日本企業の持つ高い技術力や品質管理能力、日本ブランドによる顧客吸引力等が考えられる。

企業連携の形態を大きく分類すると、①事業経営の連携（投資、合弁、資本提携、買収等）、②研究開発・デザインの提携（共同研究、共同開発、技術移転、知的財産権のライセンス等）、③生産製造の連携（ODM、OEM、部品供給等）、④マーケティングの連携（広

https://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/files/mohou_higai_2017/0200.pdf（2018年1月8日最終アクセス）

⁷⁵ 経済部投資審議委員会ウェブサイト「業務統計」に基づく。

<https://www.moeaic.gov.tw/chinese/>（2018年12月25日最終アクセス）

⁷⁶ みずほ銀行国際戦略情報部「台湾投資環境 2018.9」

https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/investment_environment/pdf/taiwan.pdf（2018年12月25日最終アクセス）

告、販売委託、販売代理等)に分けられる⁷⁷。いずれの形態をとる場合でも、知的財産権をどのように取り扱うかは重要な問題であり、特に、専利や商標の出願人を誰にするかは慎重に検討する必要がある。

例えば、兩岸間の優先権や「協力処理メカニズム」を利用しようとする場合、出願人に台湾企業が含まれるようにする必要があるため、台湾企業による単独出願か、日本企業と台湾企業による共同出願のいずれかの形となる。しかし、日本企業が単独で出願する場合と比べて、他社に自由にライセンスできなくなることや、将来提携を解消した場合に権利を失う可能性があること等のデメリットもある⁷⁸。

また、近年、台湾や中国大陸では転職者等による秘密情報の流出が深刻となっており、技術やノウハウを開示する場合は、事前に秘密保持契約を締結する必要がある。

(2) 台湾における知的財産活動の実情

現地の専門家からは、「日本企業の台湾事業所(又は台湾支社)は小規模である場合が多く、営業・販売等の担当者が2~3名程度駐在しているような事業所も多い。そのため、知財業務への関心は必ずしも高いとはいえず、知財にまでなかなか手が回らないのが現状と思われる。」という指摘があった⁷⁹。そのため、台湾事業所ではなく、日本にある本社の知的財産部が、台湾における知的財産業務を統括している場合が多いようである。

また、前記アンケート調査によれば、多くの日本企業では、中国大陸における知的財産業務(特に、模倣品対策)に労力を注ぐ一方で、台湾での知的財産業務は後回しになりやすいことや、台湾拠点と中国拠点との連携を積極的に行っている企業は少ないこと等も明らかとなった。

(3) 台湾の知的財産制度の日本との相違点

(i) 専利法に間接侵害規定がない

台湾の専利法が日本の特許法と大きく異なる点は二つあり、一つは刑事罰規定がないこと、もう一つは間接侵害規定がないことである。

⁷⁷ 鍾文岳「台湾進出における知財戦略」26頁(日台交流協会・第36回知財勉強会資料 2013)で紹介された類型をもとに再構成した。

http://chizai.tw/ben_semi.php?PHPSESSID=4aa943268bec21818a45663bd6587972 (2019年1月10日最終アクセス)

⁷⁸ 孫櫻倩「ECFA締結後の日台企業提携の可能性と日本企業にとっての知的財産保護戦略」(メッセ海外通信 vol.19) (2011)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jetro/japan/yamaguchi/magazine/pdf/vol19.pdf (2018年1月10日最終アクセス)

⁷⁹ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

間接侵害規定の導入について、台湾政府では2009年頃より公聴会を開催して検討を継続しているが、現時点において立法化は実現していない。その背景には、間接侵害規定の導入によって特許権者による訴訟の濫用が引き起こされOEM業界がダメージを受けることを懸念する産業界からの反対意見があるとされる⁸⁰。

そのため、日本であれば間接侵害に該当する行為であっても、台湾では何らの責任も追及できない場合もある⁸¹。また、台湾では、間接侵害行為について、裁判官が民法の共同不法行為（幫助、教唆行為）に関する台湾民法185条1項、2項を適用して原告を救済する場合があるが⁸²、このような条文適用には専門家からの批判もある⁸³。

なお、間接侵害規定が無いことから生じる問題の一つに、特許製品（大型の機械等）の一部を構成する消耗部品が、第三者によって台湾で製造され、廉価で販売されている場合に、装置メーカーがそれを阻止することが難しいという問題がある。

この問題について、現地の専門家からは、「装置メーカー等には、『ユーザが消耗部品を購入する際、第三者が製造した廉価な非正規品を購入するのを止めさせたい』との要望がある。非正規品には品質上・安全上の保障がないため、メーカーとしては正規品を購入してもらいたいが、BtoB製品の場合は商標が付されておらず、また、部品自体を専利権で保護することも難しい。さらに、台湾には間接侵害規定がないため本体の専利権侵害を主張することも困難である。」との指摘があった。

また、「台湾では侵害の判断については米国の裁判所に近い考え方をとるため、消耗部品の製造販売を特許権侵害と判断しない傾向にある」という指摘もあった⁸⁴。

このため、台湾に特許を出願する場合には、間接侵害規定がないことを念頭に置いた上でクレームを作成する必要がある。また、メーカーはユーザに対し、非正規品を使用することにはリスクがあることを明示するべきである。

（ii）真正品の並行輸入に関する問題

この問題は、正規代理店以外の者が海外から真正品を輸入して販売した場合、権利侵害に該当するかという問題である。

⁸⁰ カオ・チェンチュン『米国、日本、台湾における特許権侵害のタイプと裁判判決の比較研究』50頁（一般財団法人知的財産研究教育財団，2018）

⁸¹ 例えば、智慧財産法院100年度民專訴字第69号判決（2012年5月11日）を参照。

⁸² 聖島国際特許法律事務所「台湾専利間接侵害に関する実務の紹介」（2013）
<http://www.globalipdb.inpit.go.jp/etc/2964/>（2018年12月31日最終アクセス）

また、カオ・チェンチュン「米国、日本、台湾における特許権侵害のタイプと裁判判決の比較研究」33～43頁（一般財団法人知的財産研究教育財団，2018）には、台湾における間接侵害行為に関する裁判例が紹介されている。

⁸³ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

⁸⁴ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

台湾では、日本のメーカーの製品の真正品が、台湾以外の地区から並行輸入され、正規ルートで販売される製品よりも廉価に販売されていることがある。

日本企業にとっては、廉価な並行輸入品を放置した場合、正規ルートの製品が売れなくなるという問題がある。また、家電製品のように各国で仕様が異なる製品の場合は、並行輸入品は（真正品であるとはいえ）台湾地区用に設計された仕様ではないため、台湾の電圧環境で使用すると安全面で支障をきたす可能性がある。

この問題について、現地の専門家からは、「家電製品等のメーカーから『真正品の並行輸入を差し止めたい』という相談を受けることもある。しかし、台湾では専利製品・商標製品の並行輸入は原則として適法であるため、差し止めは難しい。一方、キャラクター製品であれば、著作権法に基づいて並行輸入を差し止めることができる場合もある。また、台湾の製品認定シールが付されていないことを理由に税関で差し止めてもらえる可能性もあるが、現実的には難しい。」という指摘があった⁸⁵。

表5に示すように、台湾では、専利製品・商標製品の並行輸入が日本よりも広く認められている一方、著作物の並行輸入は著作権法により禁止されている⁸⁶。

このため、製品について著作権を主張できる場合には、著作権法に基づく並行輸入の差し止めを検討することが望ましい。

対象	台湾	日本
特許・ 実用・ 意匠権	・真正品の並行輸入は権利侵害に当たらない。 （専 59 条1項6号、最高法院98年度台上字第 597 号判決）	・原則として権利侵害に当たらないが、特許権者と譲受人の間で日本を除く旨の合意があり、それが製品に明示されている場合は権利侵害となる。 （最判平 9・7・1、BBS 事件判決）
商標権	・原則として、真正品の並行輸入は権利侵害に当たらない。但し、商標権者に正当な事由がある場合は権利侵害となる。（商 36 条2項） →商品の出所・品質の同一性、混同のおそれから判断（智財法院 105 年度刑智上易字第 6号判決）	・真正商品性、内外権利者の同一性、内外品質の同一性の要件を満たす場合には、商標の機能は害されておらず、権利侵害に当たらない。 （最判平15・2・27、フレッドペリー事件判決）
著作物	・真正品の並行輸入は権利侵害にあたる。（著87条1項4号） ・並行輸入を禁止する範囲は「著作権製品」（CD、DVD、書籍、プログラム等）に限るべきとの見解もある。	・真正品の並行輸入は権利侵害に当たらない。（著26条の2第2項第5号）

表5：台湾と日本の並行輸入制度の比較

⁸⁵ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

⁸⁶ 但し、著作権法に基づく並行輸入の禁止は、「著作権商品」（CD、DVD、書籍、コンピュータプログラム等）に限るべきとの見解もあり、同趣旨の裁判例も存在する。なお、公益財団法人日本台湾交流協会『台湾における並行輸入品への法的手当』13～14頁（2017）も参照。

(4) 台湾における権利侵害への対応

(i) 専利権（特許・意匠・実用新案）侵害事件への対応

台湾では、2003年に専利法から刑事罰規定が削除されたため、専利権（特許・意匠・実用新案）を侵害された場合は民事上の責任のみを追及していくことになる。

通常は、侵害者に警告書を送付した後、民事訴訟の提起を検討することになる。但し、警告書の送付は、民事訴訟提起のための要件とはされていない。

一般に、台湾では、侵害行為を行う者が小規模企業や個人であることが多いことから、侵害行為の発見や行為者の特定が困難であるという指摘がある⁸⁷。

また、技術分野に着目すると、半導体や通信技術に関する権利侵害が多く発生しており、製造工程に立ち入らなければ侵害の証拠を得ることができないという特徴がある。このような事案では、通常の侵害事件に比べて証拠収集が困難であるため、現地の弁護士の間では裁判所の証拠保全手続が積極的に活用されている⁸⁸。

加えて、台湾では、特許訴訟における権利者側の勝訴率が2割程度と低く⁸⁹、訴訟提起には入念な準備が必要となる。このため、専利権の侵害の問題に直面した場合には、早めに現地の専門家に相談することが望ましいといえる。

日本企業に関する最近の事件としては、2016年、日本の化粧品メーカーであるコーセーが、化粧品容器に関する意匠権侵害を理由に、台湾の化粧品メーカーH社を提訴した事件がある。H社は、権利の有無を事前に確認しており過失はなかったと主張したが、智慧裁判法院はH社の過失を認定し、H社に対して容器の回収・破棄と100万台湾元（約375万円）の賠償金の支払いを命じた⁹⁰。

また、2014年、東芝が台湾のフラッシュメモリメーカーZ社と集積回路メーカーP社に対し、フラッシュメモリ製品の特許権侵害を理由に提訴した事件では、智慧財産法院は特許権侵害を認定し、台湾の2社に対して9982万台湾元（約3億7000万円）の支払いを命じた⁹¹。

⁸⁷ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

⁸⁸ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

⁸⁹ 智慧財産法院ウェブサイト 統計情報「民事第一審訴訟事件終結情形」
http://ipc.judicial.gov.tw/ipr_internet/doc/Statistics/10710-3.pdf（2019年1月10日最終アクセス）

⁹⁰ 智慧財産法院106年度民專訴字第12号（2017年12月29日）

また、公益財団法人日本台湾交流協会「台湾知的財産権ニュース（No. 263）」（2018）も参照。

⁹¹ 智慧財産法院103年度民專訴字第48号（2017年7月5日）

また、公益財団法人日本台湾交流協会「台湾知的財産権ニュース（No. 254）」（2017）も参照。

(ii) 商標権・著作権侵害への対応

商標権・著作権侵害に対しては刑事罰規定があることから、民事上の手続きと並行して刑事上の手続きも採ることが望ましい⁹²。

台湾には、知的財産権の侵害事件に対する専門性を有する警察機関⁹³があり、この窓口に通報することにより確実な対応が期待できる。また、警察機関が自ら侵害行為を発見して捜査を開始する場合もある。

警察機関による捜査が開始されると、捜査を通じて侵害行為に関する証拠資料が入手できる可能性があり、得られた証拠を民事訴訟においても活用できるという利点がある⁹⁴。

なお、近年の著作権・商標権の侵害行為にはインターネットを利用したものが増えており、サーバが中国大陸に設置されているケースも少なくない。そのような場合、台湾の警察機関だけでは対応が不可能であることから、中国大陸においても法的措置をとる必要がある点に注意が必要である⁹⁵。

日本企業に関する最近の事件としては、2017年に台湾の輸入業者が日本ブラザー工業の製品である「Brother」ブランドのプリンタのインクカートリッジを並行輸入し、台湾の規格に合うように改造して販売していた事件がある。検察はこの輸入業者を商標法違反で起訴した⁹⁶。台湾では商標の付いた真正品を並行輸入する行為は適法であるが、製品を改変・改造して同一商品と誤信させて販売した場合は、商標権侵害に当たると解されている⁹⁷。

また、台湾の衣料品販売店の経営者が、日本ブランドの「UNIQLO」を模した「UNQQNU」というロゴの描かれた衣類を中国大陸から輸入して販売していた事件もある。この経営者は商標法違反で起訴され、裁判で有罪判決を受けた⁹⁸。

⁹² 台湾では、商標権侵害は非親告罪であるが、著作権侵害は原則として親告罪である。

⁹³ 正式名称は「内政部警政署保安警察第二總隊刑事警察大隊」である。

<https://www.spsh.gov.tw/spsh/homeweb/index.php> (2019年1月10日最終アクセス)

⁹⁴ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

⁹⁵ 筆者が現地の専門家にインタビューした結果に基づく。

⁹⁶ 公益財団法人日本台湾交流協会「台湾知的財産権ニュース (No. 257)」(2017)

⁹⁷ 公益財団法人日本台湾交流協会『台湾における並行輸入品への法的手当』11～12頁(2017)

⁹⁸ 智慧財産法院106年度刑智上易字第24号(2017年12月21日)

VI. 結び

本章では、本研究の成果を踏まえて、兩岸協力が日本企業に与える影響を分析するとともに、兩岸地区において知的財産権を活用する日本企業への提言を行う。

1. 兩岸協力が日本企業に与える影響

これまで説明してきたように、EFCA 及び IRP の下で行われた兩岸協力に関する一連の取組は、いずれも台湾と中国大陸の住民の権利保護を目的としたものであるため、日本国民や日本企業に対する影響は無いようにも思われる。

しかしながら、筆者は、これまで兩岸間で行われてきた知的財産に関する協力の取組みにより、以下の3点において日本企業にもメリットがもたらされたと考えている。

① 中国大陸における商標の先取り出願の減少

2010年に兩岸間で開始された「協力処理メカニズム」の活用を通じて、中国大陸における著名商標の先取り出願（冒認出願）は、台湾と中国大陸の双方の市民から大きな関心を集めることとなった。その結果、台湾の著名な商標が中国大陸で先取りされていた数多くの事案が、台湾の権利者側に有利な形で解決に至った⁹⁹。

現地の専門家の意見を総合すると、このような「協力処理メカニズム」を通じた取組みの成果として、最近では悪質な先取り出願の事例は減少傾向にあるということであった。

したがって、兩岸協力の取組みは、間接的にはあるものの、先取り出願のターゲットにされやすい著名商標を多数保有する日本企業にとって、一定のメリットをもたらしたといえることができる。

② 兩岸間の優先権制度及び「協力処理メカニズム」の利用可能性

Ⅲ章で説明したように、日本企業が関与する出願であっても、出願人に台湾企業が含まれている場合には兩岸間の優先権制度を利用することができる。

また、日本企業が、中国大陸における行政手続において生じた問題を解決するための手段として、台湾企業を通じて「協力処理メカニズム」を利用できる場合があることもⅢ章で説明した。

⁹⁹ 公益財団法人交流協会『台湾における知的財産活用の状況について』32-33頁（2016）

IPRによって導入されたこれらの制度を活用できることは、日本企業にとって大きなメリットと考えられる。特に、著名な商標が先取り出願された場合の異議・無効手続等については、代理人を通じた対応よりも大きな効果を発揮する可能性がある。

ここ数年、台湾のユーザによる「協力処理メカニズム」の利用件数は減少しており、活以前に比べると活用の方は減っているように見えるが、台湾に事業拠点を有する日本企業やその他の外国企業にとっては、新たな活用の可能性を秘めているようにも思われる。

③ 台湾が蓄積した中国大陸での知的財産戦略に関する資料の活用

TIPO では、台湾のユーザ向けに、中国大陸の知的財産制度に関する留意点や台湾の制度との相違点を開設した資料を作成し、インターネット上で公開している。

このような資料の例として、「商標協力処理ガイドライン」¹⁰⁰、「著作権協力処理制度の説明」¹⁰¹、「在大陸地区維護商標權益注意事項（中国大陸における商標保護に関する注意事項）」¹⁰²等が挙げられる。このほか、TIPO のウェブサイトには、中国大陸の知的財産制度の最新状況を紹介するページも設けられている¹⁰³。これらの資料は中国語で記載されているものの、日本の出願人にとっても参考となる内容を含んでいる。

また、ECFA 及び IPR の調印後、数多くの台湾企業が中国大陸に進出し、中国市場における知的財産の活用に関する経験やノウハウを蓄積してきた。日本企業は、台湾企業との提携を通じて、彼らの経験やノウハウから学ぶことができる。

¹⁰⁰ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸商標協處作業處理程序」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=544575&ctNode=6789&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

¹⁰¹ 經濟部智慧財産局ウェブサイト「兩岸著作權協處制度說明」
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=490714&ctNode=6789&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

¹⁰² 經濟部智慧財産局ウェブサイト「在大陸地區維護商標權益注意事項」（2014）
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=537040&ctNode=7053&mp=1>（2018年12月25日最終アクセス）

¹⁰³ 例えば、以下のサイトには中国大陸における知的財産制度に関する情報や解説が掲載されている。
經濟部智慧財産局ウェブサイト「中國大陸著作權相關法令及重要資訊專區」
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7767&CtUnit=3821&BaseDSD=7&mp=1>（2019年1月9日最終アクセス）
經濟部智慧財産局ウェブサイト「大陸商標相關法令」
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7053&CtUnit=3497&BaseDSD=7&mp=1>（2019年1月9日最終アクセス）
經濟部智慧財産局ウェブサイト「中國大陸專利相關法規」
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7842&CtUnit=3876&BaseDSD=7&mp=1>（2019年1月9日最終アクセス）

2. 日本企業に対する提言

本研究の結果を踏まえて、筆者から日本企業に対する提言は以下のとおりである。

第一に、台湾と中国大陸の双方で権利の取得や行使を目指す場合は、両方の地域の業務を取扱う事務所に相談することが望ましい。

現在、台湾には、台湾だけでなく中国大陸での知的財産業務を取り扱っている事務所が多数存在する。彼らは两岸地区の法制度や手続、審査基準の違いをよく理解しており、台湾に出願する段階から、中国大陸への出願を視野に入れた対応を行うことができる。また、台湾の出願人を通じて中国大陸の案件を管理することにより、連絡先が一本化され、代理人費用が低く抑えられるというメリットもある。

第二に、日本企業の本社、台湾拠点及び中国拠点の三者が連携し、台湾と中国大陸における自社の知的財産戦略や制度改正動向について情報共有を図ることが望ましい。

それにより、例えば、訴訟対応、模倣品対策に関するノウハウや、現地代理人に関する情報を双方で共有することが可能となる。また、模倣品販売サイトのサーバが中国大陸にあり、販売拠点が台湾にあるといったような、两岸間をまたぐ侵害事案の対応もスムーズに行えるようになると考えられる。

第三に、台湾に現地法人を有する日本企業は、台湾の法人との連携を密にし、两岸間の優先権制度や「協力処理メカニズム」を利用できる状況を整えておくことが望ましい。

既に説明したように、日本企業が関与する出願であっても、中国大陸における出願人に台湾企業が含まれていれば、两岸間の優先権制度や「協力処理メカニズム」を利用できる場合がある。

また、中国大陸における異議・無効の手続や、侵害に対する救済手続についても、台湾企業が申立てを行うことにより、「協力処理メカニズム」を利用できる場合がある。そのため、代理人を通じた対応では思うような解決が得られない場合には、「協力処理メカニズム」の利用を検討する価値は十分にあると思われる。

3. おわりに

今回の現地調査を通じて、台湾の人々の多くが日本企業や日本製品に魅力を感じていることや、台湾の知財実務家が日本企業に向けたサービスに積極的に取り組んでいることがわかった。今後も、台湾企業と日本企業がお互いに長所を活かして協力し合い、知的財産権を活用した新たなビジネスが育つことに期待したい。

本研究を通じて、知財に関する两岸協力の現状や、台湾のユーザによる評価を分析できたことは収穫であった。しかしながら、日本企業による権利活用の実態やケーススタディについては、時間的な制約もあり十分に調査することができなかった。これらについては今後の課題としたい。

最後に、本報告書が台湾及び中国大陸において事業を展開されている日本企業の皆様に少しでも参考になれば幸いである。

謝 辞

本研究の実施にあたり、国立台湾科技大学専利研究所の所長である劉 國讚 先生には、研究指導者として貴重なご助言と親身なご指導を頂きました。

また、同研究所修士課程の施 勗程 様には、通訳の面で多大なサポートを頂きました。ご両名にこの場をお借りして深く感謝申し上げます。

また、現地でのインタビュー調査においては、以下の先生方及び事務所関係者の方々より多大なるご支援及びご協力を頂きました。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

公益財団法人日本台湾交流協会	福村 拓 様、後藤 光夫 様
維新国際専利法律事務所	弁護士・弁理士 黄 瑞賢 先生
理律法律事務所	弁理士 林 宗宏 先生、弁護士 朱 百強 先生
将群法律事務所	弁護士 陳 軍宇 先生
恆融智慧財産事務所	弁理士 陳 昭明 先生
龐波国際法律事務所	弁護士 許 正順 先生
萬國法律事務所	弁護士・弁理士 鍾 文岳 先生
国立台湾大学法律学院	副教授 李 素華 先生
国立台北大学法律学院	助理教授 陳 皓芸 先生
国立中興大学法律学系	副教授 陳 龍昇 先生

(以上順不同、所属・役職等は 2018 年 12 月当時)

また、お忙しい中アンケート調査にご協力くださった日本企業の皆様にも、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

以上

禁無断転載

特許庁委託
平成30年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業
調査研究報告書

知的財産に関する両岸協力が
日本企業に与える影響について

引地 麻由子

平成31年3月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671
FAX 03-5281-5676
<http://www.iip.or.jp>

All rights reserved.

Report of the 2018FY Collaborative Research Project on
Harmonization of Industrial Property Right Systems
Entrusted by the Japan Patent Office

The Impact on Japanese Companies through Cross-Strait
Cooperation on Intellectual Property

Mayuko HIKICHI

March 2019

Foundation for Intellectual Property
Institute of Intellectual Property

Seiko Takebashi Kyodo BLDG 5F, 3-11
Kanda-Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0054,
Japan

TEL +81-3-5281-5671
FAX +81-3-5281-5676
<http://www.iip.or.jp>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。